
平成20年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成20年3月12日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年3月12日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第6 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第7 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第9 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第12 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第13 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算
- 日程第16 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第17 議案第48号 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算

- 日程第6 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
日程第7 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
日程第9 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
日程第10 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
日程第12 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算
日程第13 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第14 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算
日程第15 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算
日程第16 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算
日程第17 議案第48号 議案に対する質疑

出席議員（16名）

1番 植田均君	2番 景山浩君
3番 杉谷早苗君	4番 赤井廣昇君
5番 青砥日出夫君	6番 細田元教君
7番 石上良夫君	8番 井田章雄君
9番 笹谷浩正君	10番 足立喜義君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 塚田勝美君	14番 真壁容子君
15番 宇田川弘君	16番 森岡幹雄君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 谷口秀人君 書記 糸田由起君
書記 本田秀和君

書記 加藤 潤君
書記 谷本 麻衣子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	三鴨 英輔君
総務課長	陶山 清孝君	財政室長	伊藤 真君
企画政策課長	三鴨 義文君	地域振興統括専門員	生田 和久君
税務課長	米澤 睦雄君	町民生活課長	畠 稔明君
教育次長	松原 秀和君	病院事務部長	前田 和子君
健康福祉課長	森岡 重信君	保健対策専門員	櫃田 明美君
上下水道課長	稲田 豊君	産業課長	分倉 善文君
農業委員会事務局長	加藤 晃君	建設課土木建設室長	頼田 泰史君

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。町長まだ上がっておりませんが、おそろいでございますので、先日配付をいたしました訂正の議案についてページが間違っておりますので、ページの訂正を総務課長の方からさせますので、お聞き取りをいただいておりますというふうに思います。

総務課長。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。おはようございます。今、議長から御案内がありましたように、10日に配りました議案書にページが1ページから振ってありまして、余計わかりにくくなってたと思いますので、配りました議案書をお手元に置きまして、私がページを申し上げますので、その方に修正をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 訂正用に議案書と、それから新旧対照表と2冊配ったと思いますので、それが全部配られたものが1ページからページが打ってありましたので、もとの議案書のページをこれから申し上げますので、そうせんとわかりにくいので、それを先にやってから開会したいと思いますから。

やってください。

○総務課長（陶山 清孝君） では、申し上げます。まず、訂正しました1ページを49ページにお願いいたします。2ページは50ページに、3ページは51ページに、4ページは52ページ

に、5 ページは5 3 ページに、6 ページは5 4 ページ、そして7 ページですけども、5 4 の2 にしていただけますでしょうか。8 ページを5 4 の3 にしてください。それで当初配付の4 9 ページから当初配付しました5 4 ページまでが削除ということをお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、条例の新旧対照表について訂正をお願いいたします。新旧対照表につきましては、1 ページを5 7 に、2 ページを5 7 の2 に、3 ページを5 8 に、4 ページを5 9 に、5 ページを6 0 に、6 ページを6 1 に、7 ページを6 2、そして8 ページは6 3、9 ページは6 4、1 0 ページを6 5、1 1 ページを6 6、1 2 ページですが、6 6 の2 にお願ひします。1 3 ページは6 6 の3、そして1 4 ページを6 6 の……。ちょっと待ってください。1 ページちょっと合いませんね。もう一回お願ひします。6 6 ページが既に3 0 号に入ってますので、失礼いたしました。新旧対照表の1 0 ページを6 5、これは先ほど言ったのと同じです。1 1 ページを6 5 の2 にお願ひします。1 2 ページを6 5 の3 ですね。そして1 3 ページを6 5 の4 にお願ひします。そして最後のページを6 5 の5 でお願ひいたします。議案3 0 号は、6 6 ページから始まるということでお願ひいたします。ありがとうございました。

午前9時05分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。そうしますと会議を開きたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は1 6 人であります。地方自治法第1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、延会といたしておりました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第1 1 8 条の規定により、次の2 人を指名いたします。

4 番、赤井廣昇君、5 番、青砥日出夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第3 4 号 から 日程第1 6 議案第4 7 号

○議長（森岡 幹雄君） 10日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

この際、日程第3、議案第34号、平成20年度南部町一般会計予算から、日程第16、議案第47号、平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算までを一括議題といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第34号から、日程第16、議案第47号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） おはようございます。総務課長、陶山でございます。そうしますと10日に引き続きまして、一般会計予算について御説明いたします。

当初予算案の説明資料、配付していますこの資料の、10日は1ページまで御説明しましたので、本日は2ページから、2の予算規模の比較から御説明いたします。用意をお願いいたします。それでは、10日に引き続きまして、平成20年度一般会計当初予算について御説明いたします。

ここに配付してあります資料につきましては、10日に説明しませんでした。ホームページの方でも既に配付しておりますので、住民の皆様もごらんになれる環境にしております。ごらんいただきますようお願いいたします。

20年度一般会計の予算総額は66億9,400万円、8億4,140万円の増額予算でございます。増としまして14.4%に当たります。これは地域振興基金8億円を積み立て、将来の行政需要に対応するためのもので、基金造成を除いた場合の実質増加額、これは1億4,140万円、2.4%と、微増というところでございます。

下にグラフをございまして、見ていただけますでしょうか。平成17年度の、これはすべて予算規模でございますが、67億3,500万と大きな予算でございました。合併後、初年度ということもあっての予算規模でございます。それ以後規模は右肩下がりに下がってまいりまして、19年度でございますが、今年度でございますね、当初予算は58億5,260万と、大きく縮小させました。今回右にありますように地域振興基金8億ですが、7億としましたのは、18年、19年1億円ずつ既に積み立てを行っておりますので、実質地域振興基金としての増額分は7億円としてここに表にしたものでございます。したがって、今回の予算規模をこの振興基金を除いた場合には実質59億9,400万、60億を切るような規模になるというぐあいなグラフでございます。

めくっていただけますでしょうか。続きまして、一般会計の目的別歳入歳出について御説明いたします。

まず、歳入の方から御説明いたします。この歳入についてのグラフによります分析は、16ページの方に載っております。また後ほど見ていただきますようお願いいたします。

歳入の1款町税では、9億3,645万1,000円、対前年度マイナスの388万2,000円、マイナス0.4%でございます。減の予測を立てております。これは固定資産税の段階的見直しによりまして税の方は増額というぐあいな推移をしますが、逆に所得税から住民税の税源移譲によって住民取得税が所得税控除されなかった、この部分が住民税の方から控除されるということになります。したがって、その部分を減額というぐあいにしたために総体的に少し減るという予測を立てました。

2款の地方譲与税でございますが、こちらの方は8,980万9,000円、対前年度41万4,000円の減、0.5%の減と計上しております。

一方、9款の地方特例交付金でございますが、先ほど申しました住宅取得控除の影響額、こちらの方がこれによって入ってきますので、町税の減収分を考慮して1,679万8,000円、対前年度増の724万1,000円、75.8%増を計上しております。

10款は、地方交付税でございます。地方交付税総額は29億2,000万円、増の1億7,800万円、6.5%増を計上いたしました。このうち普通交付税でございますが、27億5,000万円、増1億7,800万円。増額分すべてを普通交付税の方を増額という見通しを立てております。主な算定の見込みでございますが、国の地方財政計画から昨年実績を確保できると判断しまして27億円を見込みました。新設の地方再生対策費として1億700万円、現在1億1,000万円と言われますが、現在のところしていただきました3ページで正確な数字を細かくしますと1億700万円と見ております。1億1,000万という読み方もございますが、そうしております。の増でございます。一方で、行革インセンティブ等の算定部分がございますが、これが去年は税額の徴収率、また税額の徴収が上回ったということで大きなインセンティブをいただきましたけれども、今回の部分では下がります。下がりましたことから、これが5,400万円を推定しております。したがって、対前年マイナスの5,700万円と推計し、実質の交付税歳入を、当初予算でございますが、5,000万円増ということを見込んでおります。また、特別交付税につきましては昨年同様、当初予算ベースでございますが、1億7,000万円として計上したものでございます。

14款の国庫支出金でございますが、国庫支出金につきましては町道改良の倭小西線が完了し

ますこと等によりまして1億8,656万9,000円、マイナス2,774万3,000円としました。

15款の県支出金でございますが、県支出金につきましては19年度に鳥取県税条例の改正によりまして算定方式が大幅に変わりました。このことによりまして増額しました。3億9,880万9,000円で、対前年度増の5,011万3,000円としました。

18款は繰入金でございます。繰入金は3億8,600万円、減の5,438万4,000円を計上しております。基金は19年度取り崩し額を8,600万円まで圧縮できましたので、19年度末の公共施設整備基金、減債基金、財政調整基金、いわゆる簡単に取り崩し可能という目的基金外の残高は11億8,366万2,000円で、20年度末の基金残高推計、これを8億858万5,000円と予測しております。これにつきましては最後に基金残高等すべてのものについて御説明いたします。

21款町債でございます。町債は12億1,770万円、増の6億9,390万円です。うち7億6,000万円が地域振興基金の造成のための合併特例債に充てるものでございます。

下の2の歳出を説明いたします。先ほどと同じようにグラフで分析しておりますが、これは17ページの方にグラフ分析が載っておりますので、また参照いただきますようお願いいたします。

まず、1款の議会費でございます。8,085万5,000円を計上しております。対前年202万4,000円、マイナス2.4%でございます。本年10月の議会議員選挙から定数を16から14名に減員されたことが主な原因だというぐあいに思います。

2款の総務費でございます。20億364万6,000円、増の6億8,243万9,000円、対前年度51.7%の増でございます。これは先ほどから説明しております地域振興基金8億円の造成が大幅な増額につながったものでございます。

3款の民生費でございます。13億9,642万6,000円、増の1億5,847万7,000円、12.8%の増です。これまで4款にありました老人医療が後期高齢者医療費として計上したために増額となったものでございます。

6款の商工費でございます。2,708万8,000円、増の240万9,000円でございます。9.8%の増でございます。フーちゃん・ユークンというキャラクターを南部町の方で持っておりますが、この着ぐるみ作製や、それから中小企業貸付金の増額等が主な要因でございます。

7款土木費でございます。3億9,289万1,000円を計上いたしました。増の3,850万3,000円でございます。10.9%の増です。道路改良工事の事業促進、天萬寺内線の本工事着手、そして賀祥今長線と大池線が事業完了ということを目指すための予算でございます。また、ジゲの道づくり事業、地域振興協議会を通しての事業でございますが、こういうものを新設いたしま

して増額したものでございます。

9 款は教育費でございます。5 億9,125 万9,000 円、増の6,446 万5,000 円、12.2 %の増でございます。教育環境整備に重点的に配分したものでございます。

11 款公債費です。11 億6,120 万4,000 円、増の2,994 万7,000 円、2.7 %増となりました。公債費につきましては、21、22 年度をピークとしますけれども、教育費などの投資と繰り上げ償還など十分なバランス感覚と事業の選択と集中、こういうことに今後も取り組んでまいりたいと思います。

歳出の性質別内訳でございます。グラフの方では18 ページに掲上しております。

義務的経費でございますが、公債費、扶助費がふえております。人件費につきましては職員の賃金カットの協力によりまして抑制のために減となりましたが、義務的経費総額では29 億3,431 万3,000 円と、構成比43.8 %、対前年比増でございます。2,815 万1,000 円となっております。

対しまして投資的経費でございますが、普通建設事業費では補助事業費が増加しまして、単独事業費は減少という傾向を持っております。総額で4 億6,578 万6,000 円、マイナスの1,554 万6,000 円、3.2 %の減となりました。

その他の経費は、補助費だとか積立金、維持補修費が伸びております。これにつきましては18 ページの内訳に詳細を載せております。特に積立金は、地域振興基金8 億円計上しましたことから8 億1,364 万4,000 円、増の6 億9,012 万7,000 円と大幅に増額いたしました。また、維持補修費は3,517 万8,000 円、増の2,486 万4,000 円と、こちらも増加しております。

続きまして、5 ページの歳入の推移について御説明いたします。これは平成15 年から平成20 年までの歳入の推移を棒グラフにしたものです。御注意いただきたいのは、これまでずっと予算ベースで比較をしておりますが、ここでは決算ベースでの比較のグラフでございます。ただし、19 年度は見込み額、そして20 年度につきましては当初予算を上げております。棒グラフには、それぞれ白黒の濃淡をつけておりまして、カラーでない分だけ少しわかりにくいかもしれません。右上に凡例を挙げております。この順番どおりにグラフを見ていただければいいと思います。少し凡例説明させていただきます。地方税は先ほど前ページで申し上げました1 款の町税が該当いたしますし、地方交付税は10 款地方交付税、そしてその上の国県支出金につきましては14 款、15 款、国の国庫支出金と県支出金が該当いたします。地方債につきましては21 款、それ以外のものはすべてその他にグラフとしてなりますので、そのように見ていただきたいと思います。

したがいまして、グラフでは一番下が地方税、その上が地方交付税、さらに国県支出金、その上に地方債、そして一番上をその他というグラフというぐあいに見ていただければいいと思います。したがいまして、全体の高さが南部町の歳入総額ということになります。このグラフのもとになった数字につきましては、グラフ下の数字を根拠としております。

では、グラフを見ていただきたいと思います。16年度合併によって約77億9,000万円、18年度合併後の大型事業、CATV事業などでございますが、73億円が特に目立って前年より上回ったというグラフになってると思います。しかし、全体の傾向は明らかに右肩下がりになっております。したがいまして、減少傾向であるということがうかがえます。そして19年度3月補正、現時点でございますが、60億円を下回る59億8,000万円という予算規模、合併時の16年度に比べて18億円から減額したことになります。

では、南部町のこれまでの三位一体改革の影響をここで検証いたします。三位一体の改革は、南部町が合併した平成16年度から始まっております。特にはっきりわかりますのは、国庫補助金改革でございます。国では、平成16年から平成18年の3年間で4兆7,000億円の減額ということを行いました。このグラフでは、下から3つ目まで、白い部分になると思いますが、それに当たる部分、ここまで、この部分までが、その白い部分が補助金に当たる部分でございます。平成15年度は約11億あった国県支出金は19年度では約5億9,000万円と半減いたしております。また、地方交付税改革は、全国で5.1兆円減というぐあいに言われております。税源移譲として所得税、個人住民税に3兆円の移譲がなされたというふうに国の方からは言われておりますが、南部町での実態はグラフでは下の2種類、地方税と地方交付税がこれに当たりますが、合計額では40億円か40億円を下回る程度で、ほぼ水平に推移しております。地方税は、税源移譲で平成19年度、一番下でございますが、微増いたしました。余りグラフでははっきりわからないぐらいの微増でございますが、しかし国庫補助金が減った分をカバーするには遠く及ばないということも御理解いただけるのではないかと思います。合併によって伸びるはずの地方交付税部分が全く伸びずに、合併算定と申しまして旧2町分の需要額をそれぞれに足し算をしまして合併の特例という措置で交付税を特に多くもらっております。これが10年間続きまして、暫定的にその後減っていきますけれども、その合併算定を加えましてもこういう状況である。その上に住宅施策によって人口減少に歯どめをかけるなどの南部町の施策、それから頑張る地方応援プログラムなど行財政改革に取り組むなどあらゆる努力を費やしてこの水平状況である。約30億円をキープしてる状態だということをお理解いただきたいと思っております。

一番右側が本年の棒グラフでございます。地方交付税では、地域再生対策費としまして、先ほ

ども説明しましたように約1.1億、1億1,000万円の配分に期待しております。しかし一方で、税の徴収率、額がともに対前年を下回っているということから昨年のインセンティブにつきまして6,000万円程度減になるというぐあいに見込みを立てております。昨年の固定資産税過誤納による減収分の算定が昨年は5,000万円ありましたが、本年は算定がその分ございません。実質交付税の伸びが期待できない状況でございます。したがって、交付税を昨年実績を考慮し29億2,000万円というぐあいに見込んでおります。地域振興基金8億円のうち95%の7億6,000万円が合併特例債によって発行しますので、地方債部分が目立って伸びた歳入構造となっております。

なお、本年から始めました地域再生対策費につきましては、一番下段に説明を載せております。地域再生対策費、平成20年度からでございますが、地方と都市の財源の偏在性を是正するため地方交付税の特別枠を確保いたしましたものです。その財源は、法人事業税の一部を地方法人事業税と地方法人特別譲与税で配分し、4,000億円の財源を都道府県1,500億円、市町村2,500億円と配分いたします。県に対しましては臨時財政対策債、市町村につきましては普通交付税で配分するというぐあいに聞いております。南部町の平成20年の配分は1.1億円程度を期待しておるところでございます。

続きまして、地域振興基金について御説明いたします。地域振興基金につきましては、6ページ上段から説明しますので、見てやってくださいませ。地域振興基金とは、合併後の市町村が地域住民の連携の強化または地域振興のために設ける基金で、この基金に対する積み立てのうち特に必要と認められるものに要する経費については合併特例債を起すことができます。その合併特例債の元利償還金の一部、70%について普通交付税の措置が講じられます。基金は、償還が終わったものから基金設立目的に応じた事業で市町村建設計画に位置づけられた事業に使うことができるとしたものでございます。

財政措置としまして、2と上げております。(1)で借入限度額でございますが、これには算定、計算方式がございまして、南部町で試算をした場合、約10億円でございます。10億円を少し上回る程度でございます。

2としまして、地域振興基金の財源でございます。ここには簡単なグラフをかいておりますが、仮に10億円の標準的基金を積み立てるとした場合には、このように一般財源5%、それからあとの95%のうち30%を一般財源とし、残りは元利、元金と利子を合わせて70%分を交付税で見るというものでございます。基準財政需要額に乗せる、正確にはそういうことになると思います。

3番でございます。地域振興基金をした場合の基金の将来推計でございます。依存財源が南部町の場合75%近くを占める本町では、特に地方交付税の配分額によって歳入が影響いたします。不足分を基金の取り崩しに賄っている傾向が近年続いております。そのように基金は、安定したサービスを継続的に提供するために必要不可欠なものでございまして、図1のように、先ほど見ていただきました上の図でございますけれども、有利な条件の合併特例債を利用して基金を造成するということは将来の財源確保として有効な手段であるというぐあいに考えております。

下のグラフ、図2は、目的外基金。目的外基金といいますのは目的を固定していない基金でございます。減債基金、財政調整基金、公共施設基金、この3つを上げております。これと平成20年度8億円の地域振興基金を造成した場合の平成23年までの推計グラフです。ただし、先ほど申しましたように、これには条件がいろいろございまして、今回の8億円の基金造成は10年償還、うち1年据え置きという条件、それから基金を返した部分だけ上乗せするという条件で、本来であれば18年に1億円積み立てていますので、数字上はこれは既に上に1億円上乗せになります。19年も1億円上乗せになりますし、20年に当たっては8億円上に上がりますけれども、ここではとりあえずそういう条件の中で返したものだけは使えるということでの上乗せになっておりますので、基金与えた分よりえらい少ないなと思われるかもしれませんが、そういうものでございます。濃く黒い方がその基金がこれからそういう歳入歳出のバランスの中で減っていく。それに対して基金は片方で返していく部分だけ使えるようになりますので、なだらかに回復しながら水平、そして逆にできればこれが上向いていくというぐあいになっていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては現在の推計の中では、まず23年ぐらいまでは限度だろうと思っております、ここまでのグラフにしております。いずれにしてもこの基金が効果的に将来の基金残高に影響するだろうということがわかつております。

7ページでございます。4としまして、財政指標の将来推移試算でございます。図3は、下にありますグラフを指しております。次に、図3は、地域振興基金を20年度8億円造成した場合、10年償還1年据え置きの条件でございます、公債費見込みと実質公債費比率の棒グラフと折れ線グラフでございます。これによると実質公債費比率の最大値は平成21年に20.7%に達しますが、それ以降徐々に下降していきます。財政健全化法での早期健全化基準、アルファ算と呼んでおりますが、南部町の財政規模では25%であり、財政上のコントロールは十分可能な範囲であると判断いたしました。また、19年度からの公的資金補償金免除繰り上げ償還の健全化計画、12月議会中に御説明いたしました、図3の前回実質公債費比率、23年の17.8%を目標としておりましたが、基金造成した場合には19.3%と、健全化計画で示しました17.9%、これは

平成19年度の値を基準といたします、を超えてしまいます。下回るのは計画より1年おくれて24年度になる見込みでございます。今後の対策としましては、安定した基金を使いまして一部起債の繰り上げ償還等を行うことで23年度の実質公債費比率を目標内におさめることは可能であろうというぐあいに判断しております。

グラフの方を見ていただきたいと思います。折れ線グラフが実質公債費比率の推計でございます。一点鎖線で急激に下に落ちるようにしましたのは、12月に議会に御説明いたしました数値でございます。これに8億円の基金を今回上げますと上のような少なだらかなグラフになります。そうしますと12月に御説明いたしました公的資金補償金免除繰り上げ償還のときの計画より上回ってしまいますので、これにつきましては21年または22年等に繰り上げ償還ということとを考慮しながらコントロールしていく必要があるだろうというぐあいにも考えております。

続きまして、8ページからは平成20年度の主な事業について載せたものでございます。事業ごとにかつ款ごとに上げました。8ページをごらんくださいませ。まず議会費でございますが、議会運営費としまして635万1,000円を計上しています。特に議事録委託料を昨年は庁内で作成するということで落としましたけれども、実際にやってみたところ非常に膨大な作業でございます。委託業務ということに今年度は当初予算から計上しております。

続きまして、総務費でございますが、CATV施設管理でございます。これにつきましては3,457万7,000円を計上いたしました。貸し付け収入が3,462万1,000円を予算計上しておりますので、ほとんどその中で収支のバランスがとれてるというぐあいに考えております。CATV番組制作ですが、3人体制にしまして809万円を計上しております。公共施設整備基金につきましては、586万2,000円を計上いたしました。特にCATVの今後、機器等が古くなるということを考慮し、500万円ずつの積み立てということを上げております。地域振興基金は、先ほどから説明しておりますが、8億円にこれまでの利子部分156万7,000円を合わせまして8億156万7,000円を計上しております。新規事業としまして、さくら基金とここに載せておりますが、これは今回条例で上げております、通称さくら基金と呼ぶというぐあいに通称名でこれ書いておりますが、南部町がんばれふるさと基金でございます。これに南部町としての町の意味を表明するために100万円を基金積み立てをいたします。地方バス対策につきましては、1,952万8,000円。定住促進では、97件、679万の奨励金等固定資産税の5年間償還というものを同じく続けていきたいと思っております。2,371万9,000円を計上いたしました。国際交流では、56万6,000円。企業誘致は4万7,000円程度でございますが、これは鳥取県地域産業活性化協議会に対しての負担金等を上げておるところでございます。新規

事業で巡回ラジオ体操・みんなの体操会、これに112万3,000円を計上いたしました。とっとり花回廊を場所に選定いたしまして、現在の構想の中では花回廊に皆さん集まっていたいただきまして、円形の中で特徴あるラジオ体操をという計画のようでございます。

9ページでございます。地域振興協議会会長等の報酬を1,077万8,000円計上しております。地域振興交付金事業としましては2,217万2,000円を。まちづくり推進助成事業としまして89万4,000円。これは町づくり、これまで続けてきております事業でございますが、非常に地域の中からは喜んでいただいております。町づくりの推進に資するための地域が中心になってハード事業を行う地域に対して補助金を交付するものでございます。20年度2地区としまして、下阿賀の集会所、口絹屋の公民館、2カ所を計上しております。地域振興区の支援事業としまして93万5,000円。これは主に車の維持管理や、それから講演会等の予算でございます。コミュニティバスの運行事業費として2,350万円を計上しております。本年は、町長・町議選が予定されておまして、こちらの方に811万円。農業委員会選挙は、7月に予定されておりますが、257万4,000円を予算計上いたしました。

民生費でございます。新規事業としまして、地域ソーシャルワーク向上事業を計上しております。30万円でございます。人や家族に対する個別援助と、それを可能にする生活環境の整備等に対する人材育成に対する経費でございます。これにつきましては広がり等を考慮して今後ニーズが高まっていった場合には補正予算等でも対応をお願いしたいというぐあいに思っております。続きまして、新規で生活福祉資金貸付制度利子補助でございます。これは3万1,000円程度でございますが、このように財政状況厳しい地方の経済等を考えた場合に生活福祉金の補強が必要だろうということで、現在1%を個人負担しておりますが、この1%分を町の方が見る、いわゆる無利子にするという制度でございます。社会福祉協議会の方で制度を運用しております。日常生活用具給付事業につきましては、139万2,000円を計上いたしました。小規模作業所運営補助につきましては、ノームの糸車、あまつの家等を考えておりますが、960万5,000円。地域生活支援事業につきましては、967万4,000円を計上しています。特に一番下に自動車改造費助成20万とありますが、これは1件10万円を2件算定しております。

続いて、10ページでございます。臨時特例基金特別対策事業としまして565万円。それから南部町単独事業でございますが、その下は単独介護用品支給事業でございます。144万円を計上しております。介護保険対策事業としまして1億7,892万6,000円を計上いたしました。その下は新規事業でございますが、高齢者生活活動センター管理でございます。具体的には老朽化した櫻花塾の解体事業でございます。576万7,000円を計上しております。介護予防

地域支援事業としまして321万7,000円。特別医療費事務費としまして8,240万9,000円。その下は、新規事業で後期高齢者医療給付としまして1億1,980万円を計上しております。広域連合への事務共通経費でございます。同じく新規としまして、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。こちらの方は4,803万3,000円を計上いたしました。その下も新規でございます。後期高齢者健康診断事業でございます。520万3,000円を計上しております。児童福祉手当支給事業には405万9,000円。給付対象児童数は169名でございます。ひとり親の児童、それからお父さん、お母さんの障害があるという場合、または二十未満の障害児の扶養している者に対する支給でございます。児童手当支給事業でございますが、8,861万3,000円を計上しております。内容につきましては事業概要欄に書いてあるとおりでございます。子育てひろばにつきましては、これは東町にある施設ですが、585万4,000円を計上しております。子育て支援医療費助成事業、これ新規事業でございます。町単独事業でございますが、小学校就学から中学校終了の子の通院医療費について助成する制度でございます。430万円を計上いたしました。人権対策事業としましては486万9,000円を計上しております。

衛生費でございます。食育推進事業としまして11万円。食の応援団事業6万6,000円と食生活改善推進員養成講座としまして4万4,000円を予算計上いたしました。予防接種事業では、新しく麻疹予防接種等に対応するため増額しております。1,508万6,000円でございます。続きまして、それ以降新規が続いておりますけれども、老人保健事業としてあったものが今後なくなりますので、今後それを町が行うというものを新規事業として行っております。生活習慣病予防健診としまして93万8,000円、胃がん検診で806万2,000円、子宮がん検診で391万3,000円、乳・甲がん検診として192万円、それから肺がん検診で241万4,000円、大腸がん検診としまして348万5,000円を計上しております。

めくっていただきまして、健康教育事業としまして11万8,000円。それから同じく新規で健康増進委員事業として77万4,000円を計上いたしました。肝炎ウイルス検診では15万2,000円を計上しております。妊婦乳児健康診査事業では、健診回数を2回から5回にふやまして妊婦健診に対する経済的負担を軽減することから346万8,000円を計上しております。塵芥処理費につきましては、1億4,113万4,000円を計上いたしました。

農林水産事業でございます。学校給食等食材供給推進事業でございますが、29万4,000円を計上しております。南部町食材供給連絡協議会の育成経費でございます。地産地消奨励事業では45万円でございます。手数料の15%に10%助成ということにしていますが、非常に活発化しております。増額傾向でございますが、今予算では対前年度並みをしておりますけれども、

状況を見ながら補正をお願いするようになるかもしれません。二十世紀梨再生促進事業でございます。こちらは218万1,000円を計上しております。農地・水・農村環境保全向上活動支援事業でございます。これは358万6,000円を計上しました。下にチャレンジプラン支援事業とございますが、これは1,468万7,000円を計上しております。内容につきましては、ごらんいただきたいと思っております。新規事業としまして、ため池防災・保全体制支援事業を新しく計上しました。これはため池防災・減災に関する調査を行うものでございまして、国指定箇所17カ所、県1カ所、計18カ所を想定しております。63万2,000円でございます。地籍調査事業につきましては、4,597万6,000円を計上したところでございます。有害鳥獣駆除事業につきましては、ワイヤーメッシュが非常に有効でございまして、好評であるということから19年度は2,700枚だったものを本年度は5,100枚と増強いたしました。650万7,000円の予算計上でございます。松くい虫等防除事業につきましては、915万2,000円を当初予算で計上しております。森林整備地域活動支援推進事業では、184万4,000円を計上いたしました。

商工費でございます。商工振興事業としまして2,111万3,000円でございます。商工会に対する育成補助金及び中小企業小口融資事業等に必要なお金でございますが、19年度の実績から300万円増加させております。観光事業につきましては、先ほど申し上げましたが、20年度はフーちゃん・ユークんの着ぐるみ作製を新たにしますものでございます。150万円の予算を計上しております。

土木費でございますが、以下、賀祥今長線改良事業、これは20年完了を目標にしております、3,460万4,000円。町道大池線改良事業、これも新年度、20年度で完了予定、2,360万4,000円。町道入蔵線改良事業、事業進捗でございます。3,100万2,000円を計上いたしました。町道天萬寺内線改良事業につきましては、本工事着手ということで2,600万3,000円を計上しております。そして新規にジゲの道づくり事業としまして、町道の測量設計の方は町が行いまして、工事は振興協議会を通じて受益者の皆さんに愛着を持って取り組んでいただくという新しい事業でございます。これにつきまして100万円の5カ所を予算計上し、610万円を計上したものでございます。

14ページをごらんください。同じく土木費でございます。町営住宅建設改良事業でございますが、本年は木造平家建て2棟4戸を計上しております。9,308万円でございます。

消防費は、消防施設費としまして943万9,000円。これは19年度に予算計上いたしました西原の防火水槽が、県道に当たるという場所でございますが、それを昨年は補償がいただけなかったということもありまして、本年度にスライドさせたものでございます。

教育費でございます。不登校対策事業としまして12万8,000円を計上しております。昨年から始まりました教育支援センターさくらんぼの事業に337万2,000円。それから学校事務共同事業でございますが、これは5校が共同で経費の軽減や事務の合理化を目的に非常に活発な取り組みをしていただいております。この事務費として6万6,000円を計上いたしました。特別支援学校通学支援事業でございます。213万2,000円を計上いたしました。コミュニティースクール推進事業につきましては4万9,000円。西伯小学校体育館改修事業、これの方はトイレや床や2階ギャラリーの老朽化に伴う改修事業でございますが、1,880万1,000円を計上しております。西伯小学校の消火設備の改修事業でございますが、西伯小学校全体の消火設備が老朽化しております、いざというときの対応のために360万円を計上したものでございます。会見小学校耐震補強事業では、耐震補強事業の本工事を行いまして老朽改修もあわせて行います。1億836万2,000円を計上いたしました。会見小学校の体育館耐震補強計画策定では、耐震補強の事前設計を行います。業務委託として300万円を計上いたしました。会見小学校のプールの給水口等改修工事でございますが、これは震災のときの影響がまだ残っております、この改修、修繕を行うものでございます。355万5,000円を計上しております。通級指導学級では、48万7,000円を計上しております。南部中学校給食配ぜん室の改修につきましては、給食の衛生や安全のために配ぜん室のパントリーの修繕を行うものでございます。あわせてエアコン等の設置を行います。210万円を計上いたしました。図書館管理費は、1,354万9,000円を計上しております。

15ページで引き続き。グラウンドの管理事業、会見グラウンドでございますが、こちらの方に462万1,000円修繕等を、また電気代等を計上しております。町民体育館の管理につきましては、287万1,000円を計上したところでございます。

16ページから18ページまでは先ほど説明しました歳入歳出のグラフでございますので、また後で見ていただきたいと思います。

19ページをごらんください。基金の推移でございます。ここでは基金の全体額を上げればよかったのですが、先ほどから御説明しております取り崩し可能な基金だけに特定しております。基金推移を19年度末の見込みとしまして11億8,366万2,000円を見込んでおります。20年度末の見込みとしまして8億858万5,000円でございます。ただし、基金全体では、先ほどから申しておりますように基金を片方では積んできております。取り崩しを返済した分だけ取り崩しが可能という条件はありますが、基金総額は21億470万9,000円、このように見込んでおります。

以上が予算案の説明資料によるものでございます。

最後に、予算書に戻っていただきまして、お開きいただきたいのが、第2表、地方債につきまして最後に説明させていただきます。7ページでございます。本年度の地方債の計画でございます。地方債の目的と限度額、地方債の方法、利率、償還の方法等を決めたものでございます。地域振興基金事業としまして7億6,000万、証書借り入れでございます。利率は、5%以内という条件をつけてお願いしたいと思います。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。財政上の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができるという償還の方法とさせていただきます。

会見小学校耐震補強等事業に7,670万円。条件等は同じでございます。広域基幹林道整備事業640万円。臨時地方道整備事業、一般分に1,110万円。臨時地方道整備事業、地方特定道路整備事業分でございますが、5,230万円。辺地対策事業でございます。入蔵線でございますが、1,390万円。公営住宅整備事業7,550万円。消防施設整備事業220万円。臨時財政対策債としまして2億1,960万円を想定しています。合わせまして12億1,770万円を地方債の発行予定としておりますので、よろしく御審議いただきたいと思っております。

以上で20年の一般会計予算の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。議案第35号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成20年度南部町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるとしまして、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,300万7,000円と定めるものでございます。昨年と比較しまして699万3,000円の減でございます。比率にしまして0.6%の減ということになるものでございます。

この算定に当たりましての一般事項ということで御説明をさせていただきますが、被保険者数につきましては前年同様に過去3カ年の伸び率により積算をしております。若人被保険者の平均が1,824人、それから老人被保険者平均が1,333人、これは平成20年4月より後期高齢者医療制度へ移行のため国保からは脱退となる数でございます。それから退職被保険者平均ということで1,484名なります。平成20年4月よりこの65歳以上の方につきましては一般被保険者となられるものでございます。全被保険者3,308名ということにしております。この数字から医療費を積算してるものでございますが、割合として用いる場合につきましては一般が1,9

13名、退職から一般へ行かれる方が829名、退職が420名の数字で積算をしております。

まず、歳出の方から説明をいたします。12ページをお開きください。1款でございますが、総務費でございます。総務管理費、運営協議会費、税務諸費等がございます。まず一般管理費でございますが、これは事務費を計上しております。

2項徴税费でございますが、国保税の事務費、それから賦課事務費のものを計上したものでございます。合わせまして135万4,000円を計上しております。

13ページに移ります。運営協議会費でございますが、9万4,000円、運営協議会の報酬を計上しております。（発言する者あり）済みません。今のは1款総務費、運営協議会費でございます。

2款保険給付費、医療諸費でございます。まず一般被保険者療養給付費でございますが、これも前年同様に過去3カ年の実績により積算したものでございます。1人当たり医療費につきましては、入院では19年の3月から8月診療実績の増加によりまして伸び率を1.03としております。1人当たりが13万711円としたものでございます。また、外来につきましても伸び率が入院と同じように1.03、1人当たりで見ますと8万4,709円としたものでございます。歯科におきましては、年々下がってきておりますが、基準を19年度と同額として1人当たり1万6,050円としたものでございます。食事につきましては、前年同額の8,895円を見込んでおるものでございます。これらの結果で20年度一般被保険者にかかわる診療費総額を4億3,830万8,000円と年間見込み被保険者で割った数、1人当たり診療費を24万300円、前年から見ますと8.83%増ということになりますが、見込んだものでございます。また、20年4月より65歳以上の退職医療制度の対象者が一般へ移行されるため一般被保険者が増加することとなります。しかし、保険者負担としては70歳以上の自己負担が1割から2割となるため減額となるところもあります。よりまして保険者負担として療養給付費総額を5億2,926万5,000円、1人当たり給付費が19万3,021円……（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時10分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

続けてください。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 大変失礼しました。13ページ、2款保険給付費、療養諸費で

ございますが、一般被保険者療養給付費5億2,926万5,000円を計上しております。また、退職被保険者等療養給付費でございますが、1億6,325万6,000円を計上しております。一般被保険者療養費でございますが、124万5,000円を計上しております。退職者被保険者等療養費でございますが、77万9,000円でございます。診療支払い手数料288万4,000円、合わせました6億9,742万9,000円を計上しております。

2款保険給付費でございます。高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費としまして5,583万3,000円、退職被保険者等高額療養費としまして1,166万3,000円、合わせました6,749万6,000円を計上しております。

同じく移送費でございますが、これは実績ございませんけども、昨年同様な7万円を計上しております。

出産育児諸費でございますが、一時金としまして350万を計上しております。10人分を計上しております。

給付費、葬祭費でございますが、葬祭費としまして90人分……。

○議長（森岡 幹雄君） 課長、ちょっと待って。

ちょっと休憩します。

午前10時12分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 時間になりましたので、始めたいと思います。会議を再開します。

説明を続けてください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。大変失礼をいたしました。少し詳しく過ぎましたので、説明が非常にわかりにくかったと思いますので、再度もとに戻りまして説明をさせていただきたいと思います。

議案第35号、平成20年度南部町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものとしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,300万7,000円と定めるものでございます。昨年に比較しまして699万3,000円の減ということになっております。0.6%の減ということでございます。

一般事項につきましては数値的なものは委員会の方に出させていただきたいと思いますので、ここでは省略をさせていただきます。

まず歳出の方からでございますが、13ページをお開きください。大きなところでの説明をさせていただきますと思いますが、2款の保険給付費、療養諸費でございます。一般被保険者療養給付費が5億2,926万5,000円、1億4,871万7,000円増額となるものでございます。これは退職被保険者の方が一般の方に回られる関係で増額になるものでございます。退職被保険者等療養給付費1億6,325万6,000円、これが昨年比較しますと1億3,637万1,000円減額になるものでございますが、これは先ほど言った退職から医療に移行するのが原因でございます。

それからはぐっていただきまして、14ページになります。同じく保険給付費ですが、高額療養費でございますが、これも先ほど説明しましたように退職から一般へ移行するということになりますので、一般の方がふえて退職が減るというものでございます。出産育児諸費が10人でございます。

15ページになりますが、葬祭費は90人ということになります。

3款後期高齢者支援金等でございます。これは新たに設けられたものでございます。収入の方でまた説明をいたしますが、これは国の基準額がございまして、これに保険者数を掛けたものということで1億1,994万7,000円を計上するものでございます。

4款老人保健拠出金でございますが、老人保健制度はなくなるわけでございますが、3月分です、1カ月分が残りますので、これを払うということで計上しております。そのため1億4,150万3,000円というものが減額になるものでございます。

16ページでございます。7款、下の方にございますが、保健事業費でございます。新しく特定健康診査等事業費というものを組むものでございまして、615万円を計上するものでございます。

7、保健事業費でございます。健康施設管理費ということで2,052万5,000円を計上するものでございますが、ここには栄養士と保健師を1名ずつ配置するものでございます。

支出の方は以上で説明終わりました、今度は歳入の方に移ります。7ページお開きいただきたいと思っております。1款国民健康保険税でございます。この一般被保険者国民健康保険税でございますが、本年度予算を2億3,340万5,000円とするものでございまして、前年比較で申しますと6,658万7,000円の減ということになります。これは人数の減ということでございますし、もう一つの要素は徴収率を95から93%で計算をしたものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、4,794万9,000円とするものでございます。前年比較しまして6,224万6,000円の減額でございますが、これは人数の減という

こととございます。

8 ページになりますが、3 款国庫支出金でございます。1 目の療養給付費等負担金でございますが、2 億 2,873 万 3,000 円計上しております。昨年比較しまして、2,418 万 4,000 円ふえておりますが、これは療養費がふえたためとなっております。

同じく 4 目ですが、後期高齢者負担金ということで、これは後期高齢者医療制度ができたために新たに新設されたものでございます。

国庫補助金になりますが、1 目財政調整補助金でございます。7,790 万 7,000 円計上しておりますが、昨年比較しまして、1,576 万 2,000 円増となっております。これも療養費がふえたためということでございます。

4 款療養給付費等交付金でございます。2 億 2,101 万 9,000 円を計上するものでございます。昨年比較しますと、5,009 万 8,000 円の減額ということでございますが、これは退職被保険者の減によるものでございます。

5 款前期高齢者交付金でございます。これは新たに新設をされたものでございます。65 歳から 74 歳の前期高齢者が社保から国保に移行するための財政支援でございます。不均衡を是正するためのものでございます。7,113 万 5,000 円計上するものでございます。

6 款県支出金でございます。財政調整補助金でございます。これが 5,184 万 5,000 円を計上しております。前年比で 924 万 9,000 円の増額になっておりますが、この増額理由は療養費の増によるものでございます。

7 款共同事業交付金でございます。高額療養費共同事業交付金でございますが、これが 2,405 万 8,000 円を計上しております。昨年比較で 1,405 万 8,000 円増額をしておりますが、これも同じく療養費が増によるものでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしく願いをいたします。

引き続きでいいですか。

続きまして、36 号、平成 20 年度南部町老人保健特別会計予算の説明を行います。

議案第 36 号、平成 20 年度南部町老人保健特別会計予算ですが、平成 20 年度南部町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによるものとしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,060 万 6,000 円と定めるものでございます。昨年比較で 14 億 9,970 万 9,000 円の減となるものでございます。91.4%の減というものでございます。これは医療制度改革によりまして平成 20 年 3 月で後期高齢者医療制度に移行するものであります。医療年度が 3 月から翌年 2 月となっておりますので、その 1 カ月分を、3 月分を計上するものでござい

ます。

まず、歳出の方から説明いたします。1 款の医療諸費でございます。医療給付費でございますが、1 億3,475 万円計上しております。昨年は比較しますと14 億8,220 万5,000 円減額となっております。これは先ほど申しましたように1 カ月分ということでございますので、このような大きな金が落ちるということでございます。医療費支給費、審査支払い手数料、これも545 万円計上しておりますが、理由につきましては先ほど申したとおりでございます。

返っていただきまして、4 ページになります。1 款支払い基金交付金でございますが、医療費交付金7,055 万円、審査支払い手数料交付金が45 万、合わせまして7,100 万を計上しております。昨年から比較しますと7 億6,145 万5,000 円の減額でございますが、先ほど申しました1 カ月分ということになりますので、このような減となります。以下、国庫支出金の医療費負担につきましても4,640 万円、前年比較で4 億9,217 万円の減額でございます。また、県支出金、医療費負担金でございますが、1,160 万円、昨年比較で1 億2,304 万2,000 円でございます。これも同じ理由によりまして減額となったものでございます。以上で説明を終わりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 議案第37号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

お手元の予算書をお開きくださいませ。議案第37号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。平成20年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,459万6,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

予算書の4ページ、5ページをお開きください。まず歳入でございますが、県支出金、県補助金、助成事業費県補助金、一番上段でございますが、住宅新築資金等償還助成事業費補助金168万1,000円は、こちらは償還事務に係る事務補助と貸付額に応じた補助の合計額でございます。

一般会計繰入金は6,000円、前年度繰越金1,000円としております。

4 款の諸収入、それぞれでございますが、住宅新築資金貸付金元利収入、1 節の現年度分でございますが、710万3,000円、それから滞納繰り越し分といたしまして40万9,000円を計上しております。

次に、住宅新築資金貸付金元利収入、現年度分でございますが、234万7,000円で、滞納繰り越し分は3万4,000円を計上しております。

次に、宅地取得資金元利収入で現年度分でございますが、288万5,000円、滞納繰り越し分13万円といたしました。それでこちらの方の住宅新築資金の増減理由で、減のまず19年度に対しまして39万3,000円の減でございますが、こちらの方が23件から21件で2件の減というふうになっております。それから改修資金の方が8件から7件で1件の減で、20万8,000円の減でございます。それから宅地取得資金の貸付金の方が19件から12件と大幅に減りまして7件の減で、111万1,000円というふうになっております。

それからはぐっていただきまして、6ページの歳出でございます。一番上段の総務費、総務管理費、一般管理費でございます。その中の職員手当等16万5,000円でございますが、こちらは時間外手当でございます。それから需用費2万円は事務用品、役務費の通信運搬費3万5,000円は郵送料、手数料1万5,000円は弁護士の相談料でございます。負担金、補助及び交付金8,000円は、住宅新築資金等貸付事業県連絡会議の負担金でございます。

次に、公債費でございますが、住宅新築資金償還金、元利合わせて797万8,000円、同様に263万7,000円、宅地取得資金償還金373万7,000円、予備費1,000円といたしております。こちらの方の住宅新築資金償還金の減、それから宅地取得資金償還金の減それぞれ78万2,000円、それから138万7,000円となっておりますが、こちらは償還額の減少によるものでございます。以上でございます。御審議の方をよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。議案第38号、南部町の農業集落排水事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

別冊になっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。議案第38号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。平成20年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,737万7,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債による。総額で2億3,737万7,000円の予算でございますが、これは前年に比べまして1,314万2,000円の増、率にしまして5.86%の増になっております。これの主な原因は、19年度では職員の方を公共下水道事業で見えておりましたものを農業集落排水事業の方に移しました

ので、主な原因は人件費の増の部分でございます。

まず、歳出の方から説明させていただきたいと思います。7ページをごらんいただきたいと思います。1款総務費の1目一般管理費でございますが、これが職員の人件費分で2名分を予定しております。比較部分で958万円ほど増額になっとるものがその原因でございます。

2目の維持管理費でございますが、これは町内にあります5施設の維持管理費関係でございます。前年比で324万2,000円増額になっておりますものは施設修繕料で処理場の機械の修繕を行います441万円を計上してゐるものが原因でございます。それ以外につきましては前年並みの金額を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

公債費については元金、利子合わせて1億6,728万3,000円の予算を計上しております。

続きまして、歳入の方でございます。5ページをごらんいただきたいと思います。分担金及び負担金につきましては、過年度分が若干滞納があるものを徴収率に合わせて見込みまして26万円を見込んでおります。新たに発生するものとしては施設負担金ということで1,000円を予定しておりますけれども、供用開始になった後に接続をされる方につきましては負担金の部分でございます。予定でございます。

使用料及び手数料で1目集落排水使用料、現年分が6,441万1,000円。これは現在料金改定中でありまして、5%増を見込んで計上をしております。それから過年度分につきましては徴収率状況を見て17万6,000円を計上しております。

次のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。町債の方で下水道債、資本費平準化債を4,580万円予定をしております。これは昨年まで借り入れをしておりませんでしたけれども、元金償還分と減価償却費の差額分が借りれるということですので、4,580万円を計上しております。

これは歳入の不足する部分で3款の繰入金、一般会計から1億2,672万4,000円の繰り入れをお願いをしております。

3ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債についてでございますけれども、先ほどの資本費平準化債を起債の目的で借りたいと思います。限度額が4,580万円、起債の方法は証書借り入れ、利率が5%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課、頼田室長。

○建設課土木建設室長（頼田 泰史君） 建設課の頼田です。議案第39号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成20年度南部町の建設残土事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36万4,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるでございます。今年度は36万4,000円の総額、昨年度は14万8,000円で、21万5,000円の増でございます。

4ページを御説明をさせていただきます。歳入でございます。繰越金が前年度同で1,000円です。

繰入金10万円、昨年と比べまして2万円の増になります。

財産収入が26万3,000円、昨年と比べまして19万5,000円、これは利子の増ということです。

続きまして、5ページ、歳出の方の説明をさせていただきます。一般管理費でございます。内容は、委託料、これは処分場の除草の作業をする委託料になります、これを10万円計上させていただいております。利子部分につきましては積み立てをするということで26万3,000円。

予備費を1,000円計上させていただいております。以上、審議をよろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。議案第40号の説明をさせていただきます。浄化槽整備事業特別会計でございます。

議案第40号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。平成20年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,480万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。総額で7,480万4,000円で、対前年比でいきますと2,406万4,000円の減になっております。率でいきますと24.3%の減です。これの主なもの、原因が整備基数の減少をしております。最近申し込みの方が少なくなってきておりまして、当初計画では50基を予定しておりましたけれども、できないものを予算に計上するというものなんですので、実態に即したものでお願いをしたいと思っておりますし、万一基数がふえてくれば補正をお願いすることになると思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

まず、歳出の方からでございます。8ページをごらんいただきたいと思っております。ここは一般管理費でございますが、比較で128万4,000円の増になっておりますけれども、これは修繕料

と手数料、委託料等が増加をしております。

次の浄化槽建設費でございますけれども、34基を予定をしております。それに伴います需用費、役務費は事務費部分でございますし、建設工事請負費で4,390万8,000円を計上しております。

はぐっていただきまして、9ページでございますけれども、小規模集合施設の管理費でございます。これは町営住宅につけております浄化槽の維持管理関係で前年に比べて29万3,000円の減になっておりますけれども、これは電気料金と委託料等が減少しております。

公債費につきましては、元金、利子合わせて559万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入の方に移らせていただきますが、6ページをごらんいただきたいと思っております。1款の分担金及び負担金でございますけれども、34基分を予定しておりますけれども、分割等もありますので、928万円を計上しております。2節の過年度滞納繰り越し分でございますけれども、1,000円を予定しております。これは現在滞納はございませんので、1,000円としております。

2款の使用料及び手数料でございますけれども、現在413基が町管理分でございます。その使用料ということで、先ほどの農業集落排水事業と同じですけれども、使用料の改定を行って最中でございます。5%の増で1,292万1,000円を計上しております。使用料の滞納分につきましても徴収状況に合わせて6,000円等を計上しております。

国庫支出金の方でございますけれども、浄化槽整備工事費の関係で1,333万3,000円の収入を予定しております。前年比で666万7,000円減少になっておりますけれども、50基予定のものをちょっと減少させた関係での減になっております。

はぐっていただきまして、7ページでございますけれども、一番下の方の町債でございますけれども、建設事業の補助残につきまして2,520万円の事業債を予定しております。上の方の一般会計繰り入れでございますけれども、不足分につきまして1,406万円を一般会計からの繰り入れをお願いをしております。

4ページの方をごらんいただきたいと思っておりますけれども、地方債関係につきまして起債の目的としまして浄化槽整備事業で限度額が2,520万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5%、償還の方法等につきましてはごらんいただきたいと思っております。先ほども言いましたが、万一設置希望数がふえた場合には補正をお願いすることになると思っておりますが、よろしく御審議をお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第41号、南部町公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

別冊になっておりますので、ごらんいただきたいと思います。議案第41号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算。平成20年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,320万1,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。総額で1億7,320万1,000円としております。前年に比べまして9,497万2,000円の減でございます。率にしますと35.41%。これの主な原因は、事業、処理場の工事費の減でございます。それと先ほど言いました人件費分が1名減少になつとるものでございます。

中身の説明をさせていただきたいと思いますが、まず歳出の方からで、7ページをごらんいただきたいと思いますが、一般管理費でございます。前年比較で968万4,000円の減少になっております。これは先ほど言いました農業集落排水会計の方へ職員の人件費分を移してしておりますので、それが主なものでございまして、それ以外につきましては例年並みの予算を計上させていただいております。

2目の維持管理費でございますが、これは町内2施設でございます施設の維持管理関係でございます、ほぼ例年並みの予算を計上させていただいております。比較で78万6,000円の増になっておりますけれども、これも修繕料の方で施設修繕料で294万円を計上しておりますけれども、これが主な原因でございまして、ポンプの交換を予定しております。

3目の汚泥処理費でございますけれども、これはみよりの郷、コンポスト施設の維持管理関係のものでございます。比較の部分で200万2,600円増になっておりますけれども、これの主なものとしましては需用費の関係、消耗品で942万7,000円計上してありますが、機械の部品といひますか、部品関係の取りかえ消耗品がふえております。それが主な原因でございます。

はぐっていただきまして、9ページで、事業が終わりましたので、建設費については廃目処理をしております。

公債費の方では、元金、利息合わせて1億755万9,000円の予算を計上しております。

続きまして、歳入の方でございますけれども、5ページをごらんいただきたいと思いますが、1款分担金及び負担金、1目の下水道分担金ということで分納関係のものがございまして、現年度分として680万5,000円、これは滞納分として1件、収納率の関係で15万円を予定しております。

次の下水道負担金の方でございますけれども、これは汚泥処理施設の3町で運営をしております、

ほか2町分からの負担金を1,745万7,000円を予定しております。

使用料、手数料でございますけども、下水道使用料現年分としまして4,743万6,000円。料金改定に伴う増分等を見込んで計上しております。それから滞納分につきましては収納率に応じて25万5,000円を計上しております。

一番下の方の6款町債でございますけども、公共下水道資本費平準化債を借り入れを予定をしております、1,910万円を予定しております。

6ページ、上の方、上段になりますけども、繰入金、一般会計からの繰入金を8,139万5,000円を予定しております。

3ページをごらんいただきたいと思います。地方債についての表でございます。起債の目的としまして資本費平準化債、限度額が1,910万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法についてはごらんいただきたいと思います。以上、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） それでは、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算の説明を行います。

議案第42号、平成20年度南部町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,151万9,000円と定めるものでございます。昨年に比較しまして4,957万4,000円の減となっております。これは61.1%の減ということでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、公債費3,151万9,000円の予算計上するものでございまして、比較しますと4,957万4,000円の減でございますが、これにつきましては平成19年度におきまして公募債4,950万ありましたが、これが全額償還になったものでございます。

歳入は、それを受けました寄附金が減額となるものでございます。年度末の現在高の見込みでございますが、準公営企業債、介護サービス事業債として借りております、今年度2,720万6,000円を償還をいたしまして、今年度末で4億1,079万1,000円となるものでございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 続きまして、議案第43号の御説明をさせていただきます。

お手元の平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算書をごらんいただきたいと思います。まず、

開いていただきまして、議案第43号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算。平成20年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

4ページをごらんいただきたいと思います。まず歳入でございますが、一番上段の墓地使用料74万6,000円、こちらはA区画分2基分の返還を想定しておる、2基分で74万6,000円を計上しております。

それから1款使用料及び手数料、2項手数料、1目墓地手数料でございますが、こちらの方がいわゆる墓地の管理料ということで68万6,000円、AからF区画、339区画分でございます。滞納繰り越し分1,000円は、今まで滞納が発生したことはございませんが、科目の設定だけをしております。

続きまして、繰入金、一般会計繰入金でございますが、229万9,000円は、こちら主に地方債償還金分を繰り入れていただいております。前年度繰越金は1,000円としております。

それからはぐっていただきまして、5ページ、6ページをごらんくださいませ。歳出の方でございますが、一般管理費のまず需用費でございますけど、17万円。この内訳といたしまして、事務用消耗品と電気・水道代の光熱水費、それから区分の区切りをしております縁石の施設修繕料としております。それから役務費4万3,000円は、郵送料の通信運搬費と便所のくみ取りのための手数料でございます。委託料の56万6,000円は、ごみの処理や草刈りなどの清掃委託でございます。原材料費3万3,000円は、駐車場を整備するための材料を購入するものでございます。

続きまして、公債費の償還金、利子割引料217万9,000円。こちらの方は地方債償還金の元金、すぐ下段の6万9,000円は利子でございます。

それから3款の諸支出金でございますが、67万2,000円は、墓地使用料返還金でございます。A区画2基分、こちらの9割を計上しております。

予備費は1,000円としております。以上、御審議の方をよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長です。議案第44号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

平成20年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,840万6,000円と定めるものでござ

います。これは平成20年度新設となるものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。支出の方からの説明になります。1款でございますが、一般管理費としまして10万3,000円。これは事務経費として見ております。

徴収費でございますが、30万6,000円を徴収経費として計上をしております。

分担金及び負担金ということで、広域連合負担金ということで1億2,791万2,000円計上しております。これは広域連合への保険料等の負担金が1億1,892万4,000円になります。それから広域連合の共通経費負担金ということで898万8,000円を計上するものでございます。

返っていただきまして、4ページになります。収入でございます。1款後期高齢者医療保険料ということでございます。後期高齢者医療保険料ということで8,034万1,000円を計上するものでございます。これは現年度保険料ということで特別徴収、それから普通徴収を含めた額ということでございます。8,034万1,000円でございます。

3款繰入金としまして一般会計から繰入金を繰り入れるようにしております。4,803万3,000円ということでございます。内訳としましては、事務費繰入金として945万1,000円でございます。保険基盤安定繰入金ということで3,858万2,000円、合わせたものを計上するものでございます。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。議案第45号の説明をさせていただきます。南部町水道事業会計でございます。

議案第45号、平成20年度南部町水道事業会計予算。

総則。第1条、平成20年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量。第2条、事業の予定量は、次のとおりとする。1、給水戸数4,100戸。上水道が2,450戸、会見・馬佐良簡水で1,300戸、その他簡易水道で350戸の内訳でございます。2、年間給水水量132万7,719立方メートル。内訳はごらんいただきたいと思ひます。

3、1日平均給水量3,637立方メートル。主な建設改良事業、山田谷県道改良工事に伴う水管移転工事、約100メートルを、それから田住配水池増設工事、1基増設を予定しております。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。1款水道事業収益2億728万8,000円。内訳で1項営業収益1億8,901万6,000円、2項営業外収益1,827万2,000円。支出の方ですが、1款の水道事業費用2億728万8,000円、1項営業費用1億4,999万9,000円、2項営業外費用5,718万9,000円、3項予

備費10万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,354万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。収入。1款資本的収入534万8,000円。内訳としまして、1項企業債400万円、2項出資金15万1,000円、3項工事負担金119万7,000円、4項国県支出金ゼロ。支出。1款資本的支出9,889万6,000円。1項建設改良費1,750万円、2項企業債償還金8,139万6,000円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は上水道拡張工事、限度額は400万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法30年以内、うち据置期間5年以下。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1,750万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金、額が抜けております、申しわけございません、を流用することができる場合は、次のとおり定める。1款第1項営業費用、第2項営業外費用、各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（発言する者あり）

申しわけありません。第7条で1文字抜けておりますので、つけ加えていただきたいと思います。予定支出の各項の経費の金の後に「額」を追加してください。失礼しました。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費、2、交際費。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は200万円と定める。

13ページの予算明細書をごらんいただきたいと思います。予算明細書で収益的収入及び支出の関係でございます。収入総額が2億728万8,000円、会計統合によりまして従来の簡易水道部分も含めた金額を予定しております。給水収益で1億8,890万円、その他営業費用としまして審査手数料等で11万5,000円、雑収益は1,000円を予定しております。工事に伴う移転補償費等でございます。

2項の営業外収益は、預金利息で9万1,000円、雑収益で1,000円と、それから他会計からのもので簡易水道部分をあわせて予算化をしますので、簡易水道で借り入れておりました企業

債の基準繰入額1,818万円を予定しております。

はぐっていただきまして、14ページです。支出の方でございます。営業費用のうちの原水及び浄水費で委託料が水質検査等施設管理部分の委託料494万8,000円、修繕料は浄水場と水源施設等の修繕で200万円、動力費は電気代でございますが、2,062万6,000円、薬品費は次亜塩素酸ソーダということで130万8,000円。受水費の方で100万円を予定しておりますけれども、現在まだ米子市からの受水を受けておりまして、3月分がどうしても翌年度に回りますので、100万円を予定しております。

配水及び給水費でございますけれども、主に配水管等の修繕料で1,586万5,000円、メーター交換を約230件予定しております48万3,000円でございます。

総係費につきましては職員の給料、人件費関係でございますが、19年度上水道で2名、簡易水道で1名の職員を見ておりましたものをこの中で3名分として予算を計上しております。

減価償却費でございます。はぐって、16ページでございます。簡易水道の資産調査を行いまして、合わせて7,340万1,000円の減価償却費を予定しておりますし、資産減耗でも減耗分として2万円を予定しております。

営業外費用では、企業債の利息分を5,062万8,000円、消費税で656万1,000円。

予備費では10万円を予定しております。

はぐっていただきまして、18ページ、資本的収入及び支出の項目でございます。収入の方では、企業債で400万円、基金の利息として出資金で基金利息で15万1,000円、工事負担金で119万7,000円を計上しております。

支出の方でございますけれども、建設改良費で県道改良に伴います移転工事が430万円、それから田住配水池増設工事の調査委託で1,120万円、それから用地取得として200万円を予定しております。

企業債償還金、元金部分で今までの上水、簡水合わせて8,139万6,000円を予定しております。

あと10ページから水道事業貸借対照表を載せております。これは20年度の年度末の予定でございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

それから最後の方になりますけれども、給与明細書等を、給与費明細から職員の状況についても載せておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。以上、よろしく御審議をお願いします。

(発言する者あり)

失礼しました。最後のページになりますけれども、地方債の状況、現在の見込みに関する調書を

載せておりますので、ごらんをいただきたいと思います。よろしく御審議お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時37分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開をいたします。

続けてください。病院事業管理者、三鴨君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） 議案第46号、平成20年度南部町病院事業会計予算について説明させていただきます。

まず、総則。第1条、平成20年度南部町病院事業会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。病床数は198床、年間延べ患者数、入院6万8,392人、外来7万463人、1日平均患者数、入院187.4人、外来290人。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。収入で病院事業収益21億6,512万9,000円。内訳は、医療収益18億7,071万4,000円、医業外収益2億9,441万5,000円。支出であります。病院事業費用21億9,901万4,000円。内訳は、医業費用21億588万1,000円、医業外費用9,313万3,000円であります。

次のページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,475万3,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。収入で資本的収入は1,179万6,000円。内訳は、補助金319万6,000円、企業債860万円でございます。支出で資本的支出1億654万9,000円。内訳は、建設改良費1,186万8,000円、企業債償還金9,468万1,000円であります。

次に、5条、企業債であります。起債の目的、限度額等は表に記載したとおりであります。これは医療機器等の整備であります。限度額860万円、証書借り入れ、5%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は3億円と定めるものでございます。

次、7条であります。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。医業費用、医業外費用であります。

次、第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費については、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。職員給与費13億6,353万6,000円、交際費90万円であります。

第9条、棚卸資産の購入限度額は2億5,663万6,000円と定めるという予算であります。

なお、この収益的収入及び資本的収支とも単純な収支では赤字予算となっておりますが、減価償却費等を除いた資金ベースでは黒字予算でありますので、申し添えます。

内容につきましては13ページをお開きいただきたいと思います。主なもののみについて説明をいたします。収益的収入及び支出の中の収入であります。医業収益18億7,071万4,000円、前年に比べて0.2%の増加であります。

入院収益12億9,342万6,000円。内訳は、入院収益11億3,326万5,000円、施設介護収益1億6,016万1,000円。

外来収益4億8,489万4,000円。内訳は、外来収益4億3,608万円、在宅介護収益4,881万4,000円。

その他医業収益9,239万4,000円。これは前年に比べてマイナス3.9%であります。内科では前年計画の10%減、整形外科は8%増、その他の各診療科は前年並みの外来患者数を見込んでおります。小児科健診、予防接種の減、健診単価の減に伴う減収見込みであります。

次はぐっていただきまして、医業外収益であります。2億9,441万5,000円。

2番の他会計補助金、これが前年と比べて2,500万円。普通交付税、特別交付税ともルール分の算定であります。財政需要見込み額を見込んでおりまして、備考欄に県利子補助4,338万8,000円、町補助金2億2,000万円。収入計であります。21億6,512万9,000円、前年で約1.4%の伸びであります。

次に、15ページ、費用であります。医業費用21億588万1,000円、前年に比べて1.8%の増になります。

給与費13億6,353万6,000円、1,672万円の増加で1.2%の伸びであります。

次、18ページお願いいたします。2番の材料費であります。2億4,710万5,000円、前年比と比べまして3,425万9,000円。これは抗がん剤、麻薬等高額な薬品の使用の増加に伴う薬品の増額を見込んでおります。

次、経費であります。3億923万9,000円、これはマイナス前年に比べて4%。主なものは機器の保守委託料、診療材料費購入の効率化に伴う委託料の減額等を見込んでの経費減でござ

ざいます。あと主なものでは、20ページをお願いいたします。委託料1億7,174万8,000円。

それから4番の減価償却費であります、1億7,854万4,000円。これは地方財務規則に基づくみなし償却をしております、補助残を控除した金額で圧縮記帳したもので計算をしております。

5番の資産減耗費50万円。

6番の研究研修費でございますが、695万7,000円。これは人づくり、人材育成が大変重要な課題だと、質の向上等を考えながら、ことしは31%人づくりに予算を充てたということでございます。

次、医業外費用でございますが、9,313万3,000円。

支出合計で21億9,901万4,000円でありまして、14ページの収入合計21億6,512万9,000円と支出合計21億9,901万4,000円との差は3,388万5,000円でありまして、現金支出を伴わない減価償却費と資産減耗費の合計額が1億7,904万4,000円であるため資金ベースでは1億4,515万9,000円の黒字予算の予算計上をしております。これが病院の会計であります。

次、議案47号、平成20年度南部町住宅生活支援事業会計予算でございますが、これは訪問看護の会計でございます。

総則。第1条、平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、次に定めるところによる。これは同じ冊子の中の黄色くあります次のページ、1ページとしておりますものです。同じ冊子でありますので。

第2条、事業の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業で介護保険対象者1,005回、医療保険対象者1,755回、計2,760回を基本にしております。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入。第1款在宅生活支援事業収益2,332万7,000円。内訳は、訪問看護収益2,332万6,000円、その他収益1,000円。支出は、第1款在宅生活支援事業費用2,332万7,000円。内訳は、訪問看護費用、同額の2,332万7,000円。

次ページへお願いいたします。第4条、一時借入金の限度額は500万円と定める。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましてではございますが、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。職員給与費2,094万4,000円

でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は24万8,000円と定める予算であります。

内容につきましては、11ページお願いいたします。予算積算の収益的収入でございます。まず収入の訪問看護収益のうち居宅介護収益が708万5,000円、訪問看護療養収益が1,624万1,000円、収入合計2,332万7,000円。ほぼ前年並みの収入を見込んでおります。

次、12ページであります。訪問看護費用2,332万7,000円。これは給与費が2,094万4,000円で、看護師4名分の人件費でありますし、訪問看護に必要な経費をそれぞれ計上したものであります。

以上、概要説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 何だか説明が足らんといっているけど、何かやり落としがある。確認をしませんけども。

ちょっと休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午前11時56分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

提案をいただいたそれぞれの議案の説明が終わりました。

ここで昼の休憩に入りたいと思います。午後1時再開したいと思いますので、御参集賜るようお願いをいたします。

午前11時57分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

提案がありました議案についての説明が終わりました。

.....

日程第17 議案に対する質疑

○議長（森岡 幹雄君） これからそれぞれの議案に対して質疑に入りたいと思います。

質疑に当たりましては、従来からお願いをいたしておりますように議案に対して的確な質疑をいただき、また提案のなされた執行部としては、その質疑に対してきちんと的確な答弁をいただ

くよう最初をお願いを申し上げておきます。

なお、進行上、10日に説明のございました議案を含めて順次質疑を受けたいと思いますが、その際には、それぞれページなり項目なりきちんと提示をいただいで的確な御質疑を賜るようお願いをしておきたいと思ひます。

最初に、議案第5号、19年度の一般会計補正予算。ございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 一般会計補正の23ページですね、民生費の社会福祉総務費の中の19節負担金、補助及び交付金の……（「それは自分の所管だけ委員会でも聞いたら」と呼ぶ者あり）よろしくお願ひします。なんでも相談事業補助金の、これは社協が行っているなんでも相談事業だと思ひますが、この15万円の減額ということなんです、相談はかなり町民の生活実態からいけばふえているのが現状ではないかと思ひておりますけども、この実績と減額の理由について御説明お願ひいたします。

それから28ページ、農林水産業費の中の19節負担金、補助及び交付金の森林整備地域活動支援推進事業補助金の179万8,000円の減額ですが、これは説明の中で造林公社と浅井地区3事業が行われたということですけども、当初との関係で事業の実施計画が縮小されたのか、そのあたりの理由を再度詳しく説明をお願ひいたします。

それから32ページ、教育費の中の20節の扶助費で要保護・準要保護児童生徒就学援助ですけども、これも今の生活実態から見ますと減額になる理由がわからないので、どういふ状況なのか再度御説明をお願ひします。

それから32ページ、同じくですね、9款教育費の7節賃金、西伯小支援教員賃金、これも減額ですけども、この理由をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。23ページ、なんでも相談事業の補助金の減の理由ということでございます。法律相談、それから登記関係、年金関係、それぞれ予算を組んでおりますが、これは社協に委託して行っておるものでございますが、私どもが今聞いておりますのは相談件数が少なかったというふうに聞いておるところでございます。ちょっと何件あったのかということは数値的なものを持ち合わせておりませんので、民生常任委員会で報告をさせていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。28ページの5款農林水産業費の2項林業

費、2目の林業振興費の19節負担金、補助及び交付金の森林整備地域活動支援推進事業補助金でございますが、当初9月補正でお願いをしましたときには8地区、731.59ヘクタールを実施するということで御提案を申し上げました。その後、各集落の説明会を開きまして実施ができたところが3地区ございまして、浅井と造林公社の西伯地区、会見地区でございます。面積は371.82ヘクタールでございます。9月補正では365万8,000円を予算上げておりましたが、今回3地区で186万円ございまして、179万8,000円の減額をするものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 32ページの教育総務費の20節扶助費でございます。当初見込んでおりました予定よりもか申請が少なかったという実績に基づく減額でございます。

それから同じく小学校費の賃金のところでございます。これにつきましては学校支援員の1人が家庭の事情等によりまして出勤日数が減ったための実績によります減額でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 再度よろしく申し上げます。28ページの森林整備地域活動支援事業補助金ですけれども、説明会を開かれて、その実施された地区が当初計画よりも減ったということだったと思いますが、この原因、なぜ減ったのかという原因を再度よろしく願いいたします。

それから32ページの扶助費の要保護・準要保護のところですが、申請減という説明を聞いたわけですが、申請を資格といいますか、今の給食費の滞納もふえてるような状況があります。そういう中でこの制度の利用を十分に周知する必要があると思うんですけれども、そのあたりどのように取り扱っておられますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 先ほどの森林整備地域活動支援推進事業の少なくなった原因でございますが、やはり大きいのは今までは1ヘクタール1万円出ておりましたけれども、これが2分の1になって1ヘクタール5,000円というようなことで金額が少なくなったということで取り組みがなされなかったところが大きいところじゃないかというぐあいに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。お尋ねの件お答えを申し上げたいと思います。2点ございます。

1点は、先ほども次長が申しあげましたけれども、予算を組む段階でまず多少ゆとりを見て予算を組ませていただいております。それは年度中途でも申請をいただくということが可能でございますので、その際に予算が不足をするというやなことのないように多少もともと余裕を持って予算組みをさせていただく、そういう形でございますので、結果として残っちゃうというところが1点ございます。

それから周知につきましては、これはすべての保護者の方にできるだけわかりやすい文書でその周知をするということがございます。それから特に新入学の場合に職員の方出かけて、こういう制度があるということを申し上げておりますし、また学校の方からもそれぞれ御家庭の実態を見ながらこういう制度がありますよということはきちっと周知を充実するように学校の方にも指示をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） ページ数で順番に行きます。何点かございます。私の所管のところは飛ばして、委員会でお聞きしますので、よろしく願いいたします。1度聞きまして、ちょっと理解というか、忘れ、失念したところが多々あると思いますが、再度お願いしたいと思います。

まず、12ページの地方交付税でございます。収入、歳入の方で、ほとんど実績のという説明お聞きしましたが、1億8,900万増額となっております。実績に伴うんだと思いますが、主にどのような内容でふえたのか、それが1点。

それと14ページの国庫支出金の3目社会教育費の12万円の減額ですが、国宝重要文化財等保存整備費補助金が12万減額になっておりますが、町内の国宝重要文化財というのは主にどのようなものがございませうでしょうか。

それと14ページ、県支出金の総務費県負担金でございます。の中に中山間地域活性化交付金が150万ほど減額になってございます。それぞれ実績だと思いますけども、この中山間地域活性化交付金の中身、どのようなところにこういうことなるのか、あと歳出見らわかると思いますが、ちょっとちかっと教えてやってください。

農林水産整備費は、今聞きましてわかりました。

15ページの5目の教育費補助金で教育センター補助金とか特別支援学校通学交付金というのは、これは例の旧会見の不登校の関係の分だったのでしょうか。その実績に伴う分だと思いますが、それなんかどうか。

それと同じく16ページの下の方の県支出金とも一緒です。不登校対応地域ネットワーク推進事業委託金で1万6,000円入っておりますが、ちょっとその中身も教えていただきたい。

27ページ、農林水産業費でございます。ほとんどこれも実績だと思えますけども、5目の農業振興費で19節の負担金、補助金及び交付金の中で町単独地産地消費奨励事業補助金11万1,000円増額になってございますが、町単独地産地消というのは中身はどんなものでしょうか。

それとその下の方に農地・水・農村環境保全向上活動支援事業補助金170万減額になっております。20区画が11区画になったというのは聞いておりますが、それと同じようにチャレンジプラン支援事業補助金、ちょっとどのような事業内容か、再度教えていただきたい。

もう一つは、農地費の37万3,000円減額になった小規模土地改良事業補助金、この事業内容も疎いので、教えていただきたい。

それと、28ページの目の地域農政対策事業費の19節の負担金、補助金ですが、担い手育成総合支援協議会補助金、これはどこに行くもんか、教えていただきたい。

このあとの農林整備は、今、植田議員が言われまして、聞きました。

この31ページの教育費の不登校、これなのが全部さっき歳入のとき言った会見のあすかどうかと思えますけども、それぞれ実績によって減額になってますけど、それらのこともちらっと教えていただきたい。

それともう一つ、これ植田議員も言っておりました32ページの扶助費の要保護・準要保護生徒、これは教育費の分だと思ふ。民生じゃないですね、これは。教育ですね。では、要保護・準要保護の生徒数をちょっと教えていただきたい。

それと34ページの、同じく教育費ですが、2目の教育振興費の中で19節の中に修学旅行引率補助金66万7,000円。実績だとは聞いてますけども、恐らく先生が引率されるんだと思えますけど、えらい66万も減額になるというのは何でかなと思って、ちょっとそのわけを教えてください。

同じく教育で35ページの一番上の節の13の委託料で小・中学校芸術鑑賞委託料12万4,000円が減額ですが、この小・中学校の芸術鑑賞委託料、事業内容教えていただきたい。

それと同じく同じページの5項保健体育の保健体育総務費の中の負担金、補助の中に30万2,000円減額になってますね。スポーツ振興及び社会教育交流事業派遣費補助金、これはどういふところにそのような派遣事業があるのか、教えていただけませんか。

それともう一つわからんのが、36ページ、公債費で元金と利子の減額になってますね。元金が177万7,000円、利子が399万9,000円減額になってますけど、この減額は補正額もとの、書いてありますが、10億4,200万が10億4,000万になって、そのための元金がこのようになるのか、もともと公債費で減額になっておりましたが、そのための利子が全部ここ

でとか元金のやつの利子がここで減るのか、ちょっとその仕組みがわかりません。これは地方債が要は全部で1,920万ですが、減額になってますし、全体では58億3,300万、5,830万だったかな、になりますと。これの利息とか元金になるのか、ちょっとこの辺の仕組みが頭が悪いせいでわかりませんので、そこだけ教えていただきたいと思います。以上です。できたらページ数の順番に。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。12ページ、普通交付税についての御質問でございます。ここで普通交付税を増額として上げておりますのは、これまで夏に普通交付税が確定しますが、その確定額を受けて補正等に使用しながら保留をした財源をここで提示するということをしたために一気に1億8,900万ここに出たものでございます。普通交付税は28億1,786万9,000円交付をいただいております。増額の主な理由は、頑張る地方応援プログラム、これが1億1,100万、それから固定資産税過誤の問題ございまして、南部町としては歳入が少なかったということを受けて約5,000万が計上されております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 14ページの国宝重要文化財補助金でございます。これは180号バイパスに伴いますトレンチ調査費を国の方からいただいております。名称がこういう名称であるということで、減額いたしましたのは地権者の皆様の了解がおくれましたためにトレンチ作業が3月末までかかるということで印刷製本費に当たります補助額を減額をしたものでございます。それから15ページの文化財につきましても先ほど申し上げました180号バイパスに係るものでございますし、それで次に補助金の教育支援センターさくらんぼというふうにおっしゃったと思いますが、そのとおりでございます。

それから特別支援学校通学支援交付金でございますが、これにつきましては実施が遅かったということでございます。これは比較的軽い障害のある方を米子の方に運んでおります。そのための経費が実績に伴いまして減額になったものでございます。

次に、16ページの上段の県委託金、不登校対応地域ネットワーク事業でございます。1万6,000円ふえましたのは、賃金の増によります実績増によりますものでございます。（「ネットワーク推進事業ってどんな事業だ」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。不登校ネットワーク推進事業についてお答えをさせていただきますが、教育支援センターは、それ設置をして不登校の子供たちを受け、こう

いう形での国の、県が事業費を出しておりますけれども、それと別に県内にありますそういう教育センター間の相互連携を、合同で研修会を持つとか、あるいは家庭との連携の部分ですとか、車賃だとか賃金だとか、そういうものを別の事業で行うという形のものでございまして、実はそれをくっつけたものが支援センターの実際の活動になってくる、こういうような仕組みになっております。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。ページ戻っていただきまして、14ページに御質問をいただきました、総務費の県補助金、中山間地域活性化交付金、減額の150万6,000円、これの中身はという御質問であったかと思えます。これは県の事業でございまして、中山間地域活性化交付金事業、3年間の県の事業でございまして、諸木地区が3年間の事業計画を立てられて公民館等もつくられました。ことしが3年目、最終年でございまして、総務課長からも説明があったと思えますけれども、竹炭、竹を使って炭をつくる、そういう窯を購入される計画でしたけれども、これが非常に小型のものに計画変更になりまして、県の補助率は3分の1ですけれども、この事業費が減ったために150万6,000円の減となるものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。では、27ページをお開きいただきたいと思えます。農業振興費の19節負担金補助及び交付金の中の町単独地産地消費奨励事業交付金でございしますが、これは南部町の食材供給連絡協議会が取り扱ひまして各施設に食材を供給したときに手数料の一部を補助するものでございまして、手数料が15%いただくものを町が10%補助をしております。当初は45万を計上しておりましたが、西伯病院の供給がふえましたために56万1,000円ということで、11万1,000円を補正をするものでございます。

それから農地・水・農村環境保全向上活動支援事業補助金でございますが、これは集落内で農地や水路の維持管理といいますか、草刈り等して農村の環境を保全しましょう、集落のみんなでも保全しましょうという事業でございまして。当初は20協定の300ヘクタールを予定をしておりましたが、実際の取り組みは11協定で215ヘクタールでございまして。当初430万円を計上しておりましたが、215ヘクタールで255万1,000円ということで、174万9,000円の減額でございまして。

それからチャレンジプラン支援事業補助金でございますが、これは認定農業者等の担い手となる農業者が農業機械などの資本投入をしたときに機械の購入等に対する補助でございまして。当初

は258万6,000円を計上しておりましたが、134万2,000円ということで実績がありましたので、今回124万4,000円を減額補正するものでございます。

それから11目の地域農政対策事業費でございますが、担い手育成総合支援協議会ということで担い手を育成していこうということで南部町が事務局を持って取り組んでおります。ここに補助金を出すことになっておまして、当初50万円を計上しておりましたが、1万8,000円ということで、48万2,000円の減額をするものでございます。以上です。（「小規模土地改良」と呼ぶ者あり）

済みません。失礼しました。27ページの農地費の中の小規模土地改良事業補助金でございますが、これは補助事業にのらない小規模な土地改良を行うものでございまして、これは水路の補修とか暗渠排水などの事業が対象になっております。事業費の1割の補助をしておまして、当初は50万円を計上しておりましたが、2件実績がありまして、12万7,000円ということになっております。37万3,000円の減額補正をするものでございます。以上です。失礼しました。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 31ページでございます。先ほど歳入のところでは申し上げました事業の実績に伴います減額をお願いをするものでございます。

32ページの扶助費の件数ということでございました。要保護が9人、準要保護107人でございます。

それから34ページの修学旅行引率補助金の66万7,000円でございますが、当初町費で計画をいたしておりましたが、県の支出ということで全額県から出していただきましたので、不用額が発生したために減額をお願いをするものでございます。

それから35ページの小・中学校の芸術鑑賞というものでございますが、当初は中学校で芸術鑑賞ということで計画をいたしておりましたが、本年度は会見小学校で二小も交えまして人形劇といいたいでしょうか、そういう事業を取り組みましたために単価がそれぞれ違ってございます。ということで人形劇の単価ということで12万4,000円を減額をお願いをするものでございます。

それから35ページのスポーツ振興、社会教育的交流派遣事業補助金でございます。30万2,000円の減額をお願いをしておりますが、これは全国規模等々に出場します交通費、宿泊費を支給しておるものでございます。本年度スポーツ野球あるいはドッジボール等々が予定されておまして、実績見込みといいたいでしょうか、実績が少なかったために減額をお願いするものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私からは、36ページ、公債費についての御質問でございます。まず元金がなぜ変わったのかということですが、まずここはおわび申し上げます。これは災害援護資金の計上が二重に計上したのためにこういう誤差が生じたということでございます。

それともう1点は、このたび公有林の借りかえを行いました。この積算のときに公有林はたくさん種類がありますが、それを一まとめにして計算をしておりましたが、協議の結果、一件一件が10万円単位だと、1件あたりに10万円単位での起債発行ということになりまして、この辺の端数の差というものもここに上げさせていただいております。

それから利子でございますが、この利子は見込んだものよりも利子が安くなったがためにこのような減額になりました。0.3%程度の移動を想定していたものよりも安く借りられたというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 2点。

28ページの、さっき目の地域農政対策事業で担い手育成総合支援協議会補助金で50万を予定しとったのが12万だったと。要は農業担い手育成する事業が結局ほとんどできてなかったようにお聞きしましたけども、これから大事なことじゃないかと思えますけども、今後はこれについてはどのような方向で、日本は米づくりの大事な国ですので、その辺をどのように今後、20年度の予算には反映されるかどうかちょっとわかりませんが、それをどのような意気込みされるのかお聞きしたいということと、あと35ページの委託料の、さっき小・中学校芸術鑑賞委託料で人形劇、法勝寺中学校だ、小学校だ、予定しとったのがだめで南部小が人形劇をして、その差で実績で少なくて済んだと。この小学校、中学校に本物の芸術、文化を教えるということは大変有意義な事業だと思っております。いつだい、いつだったかな、中学校の同窓会の際の同窓祭が、固有名詞言って申しわけないですけども、町内出身の森岡課長さんの娘のソプラノ歌手の歌ですか、もう一人おられましたけど、その歌をじかでお聞きしまして、テレビで聞くより全然違う。やっぱり本物は違うな。在校生が聞いておられまして、だれも感激しておられました。私は、このように、確かに人形劇悪いとは言いませんけども、全国にこのような発信されて、私はこの南部町の生徒に本物の芸術等を、文化等を、国にもたしかこういう予算があったと思うんですね、をぜひともしていただきたいと。20年度にもし予算ついておらなければ、ぜひともこれ大事なことで、されるかどうか、その点お願いしたい。

○議長（森岡 幹雄君） 議案質疑だぞ。

○議員（6番 細田 元教君） 要望。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 28ページの担い手育成総合支援協議会の補助金のことについてでございますが、全体の事業費としては国の方から63万5,000円をいただいております、合計で65万3,000円の事業費でやっております。担い手への育成は大変重要なことでございまして、19年度につきましては定年営農帰農セミナーを8回やっております、栽培技術の習得あるいは地産地消の取り組みとか、そういったような農業の研修をしていただいて身につけていただいております。農業の研修などを通じまして担い手の育成に努めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。小・中学生へのこういう芸術鑑賞というものにつきましては、国の事業でたくさんのはメニューがございます。それもなおかつ委託事業ということでございますので、あんまり町費使わんでいいという実はメニューがたくさんございまして、毎年必ずどれかを手を挙げなさいということ担当の方には言っております。小学校、中学校、年に1回ぐらいは、いろんなメニューが毎年変わってまいりますので、同じものというわけになりませんが、手を挙げてはおりますが、何分にもうちの負担が全くない事業でございますので、必ずしも手を挙げたものがすべて当たらないというときもございまして。小・中両方当たっていいのができる年もあれば、ことしはこれはちょっと辛抱してくださいというときもあって、多少そういうばらつきがございます。予算立てるときには両方兼ねたような予算を立てておられるので、うまく当たらなかったということだろうというぐあいには思っておりますが、御要望のございました、できるだけ本物を見せてやれということにつきましては私も同感でございますので、こういう事業以外にも工夫をしていくというぐあいにしたいというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入の部分なんですけども、16ページですね、財産収入の中で財産貸し付け収入で町有地貸し付け収入が28万上がっておりますが、これは当初は大体貸し付けがあるんですけど、途中でどっか町有地の貸し付けが起こったのか、それはどこだったかということをお聞きします。

それから今度は、歳入の分に入るんですけども、20ページの総務管理費の中で負担金、補助

金及び交付金の中で2行目なんですけども、情報公開審査会負担金が10万3,000円上がっておりますね。これはどの分の審査会でどういうぐあいになったのかということ。もしこの積算の何かルールがあったら、それもあわせてお聞きしたいんですので、よろしくをお願いします。

同じページなんですけども、CATVの管理費の中で使用料及び賃借料で電柱共架料が30万減額になっておりますね。これは電柱はそんなに動くもんじゃないんで、大体予定のことではきちっと本数が決まっていたと思うんですけども、あるいは本数が変わったのか、単価が途中で変わったのか、これどうなのかということ、これもお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それから私ようわからんですけども、22ページの中で戸籍住民登録費の中で、いわゆる住基の台帳カードの発行の委託料となっておりますね。これがどこで管理してどういう仕組みになっているのか、私もまだ理解が不十分なところがありますので、どういう仕組みになっているのか、あわせてこの6万2,000円の支出のことをお聞きしますので、よろしくをお願いします。

それから23ページの社会福祉総務費の中で、先ほど植田議員も聞いてたんですけど、負担金、補助金及び交付金の中で2行目の100人委員会の補助金が18万減額になってますね。19年度の当初予算見ますと同じ金額が上程されてるんですよ。これが18万が上がってたの途中で補正なかったと思うんですが、これが18万が減額そっくりにならんと理解するんですけども、ということは100人委員会の活動がなかったのかどうなのか、あったとしても補助金ですか、これを出されなかったのか、その点についてもお聞きします。

以上ですね。お願いします。順番は構いません。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。23ページの100人委員会補助金でございます。100人委員会としましては本年度も活動はされておりますが、この補助対象経費となりますものがなかったということで、18万当初組んでおりましたが、これをそっくり18万落とすものでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私の方から16ページの町有地の財産貸し付け収入、町有地貸し付け収入28万円のことを御説明いたします。これは旧天津にありました駐在所跡地を現在2件の方に借りていただくようになりました。これによるものと電柱の敷地料の変更があった部分、これが主なものでございます。天津の方からは12万円でございます。年間の途中でございますので、そういう変更をいたしました。

それから20ページの情報公開の関係でございます。これは鳥取県西部町村の個人情報・情報

公開審議会で昨年お世話になりましたけれども、その分の精算部分、精算額として今回額が確定しましたので、10万3,000円追加で上げるものでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 20ページのケーブルテレビの関係の電柱共架料でございます。30万円の減額をしております。これは実績に伴うもので精算させていただくもんですけれども、当初予算組みましたときに新規架設の本数を見込んでおまして、その本数が100本程度あるんではなかろうかと当初見ておりました。従来からあります本数については1本当たり105円を掛けてやっておりましたけれども、見込みのものを多く見ておまして、最終的に執行見込み額が固まりまして、今回30万円不用ということで落とさせていただいております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。御質問の22ページ、住民基本台帳カード発行委託料ということで、このたび6万2,000円の増額の補正をお願いしておりますが、所管は町民生活課でございます。町民生活課の窓口で発行の受け付けから申請していただいて発行ということで事務をさせていただいております。この住民基本台帳カード、いわゆる一般的にはパスポートですとか運転免許証、そういう身分証明がわりになるものということで発行するものでございますが、このごろ多くなりましたのがパソコンで確定申告ができるということで、特にこのごろ少し発行が多くなりましたが、そういうシステムを兼ね備えたものでございます。1枚が1,532円委託料がかかっております。ざっとでございますが、こんなところでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町民課長から答弁いただいたんですけども、住基カードの発行ですね、窓口でやるということになれば大体普通はあれでしょう、印鑑登録でも何でも委託料だなくて手数料か何かになってると思うんですけど、これ委託料となってたんで町外の方に依頼してやるんで、それで委託料かなと思ったんですけども、そういうことではないというわけでしょうか、その確認です。

ちょっと待ってくださいよ。それから先ほど財産貸し付けの収入ですけども、2カ所言われたと思うんですけど、ちなみにこれ平米当たり、年間契約か月契約かわかりませんが、平米当たりか、あるいはもっと広いかもしれませんが、単価が幾らになってるのか、期間がこれなのか、期間とあわせて再度お聞きしますので、よろしく願います。以上ですので、よろしく頼みます。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。先ほどは失礼いたしました。こちらはカードをつくっていただきます外部委託、その委託料でございます。1枚当たり1,532円となっております。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。貸し付けの根拠だというぐあいには思いますけれども、12万円は半期分でございます。したがって、年2回払いですけれども、月に換算すれば月に2万円ということになります。面積等につきましては、ここで資料を持っておりませんので、まず金額、月2万円だということだけ御理解くださいませ。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 総務関係が2点あるんですけども、委員会には町長が出席されませんので、お聞きしたいので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、19ページの総務管理費の中の第1の報酬、顧問報酬、途中で不在になった、減額の27万になっています。平成20年度の当初予算見たらこれが入っておりませんが、この顧問制度についてどのようにするのかという点ですね、それについて聞いておりませんので、お述べください。

それと次、20ページの同じく一般管理費の負担金、補助及び交付金で、先ほど情報公開審査会の負担金10万3,000円が出ていました。これは個人情報の西部町村会に審査会に出された分だというふうに聞いたんですけども、この議会の始まりの行政報告の中でこの西部町村会の指示に基づいてした情報公開の一部非公開ですね、これが住民の方から提訴があったわけですね。ということはここで負担金をお支払いして、西部町村会に審査した内容も問われてきているということになるのではないかとこのように思うんですね。

そこでお聞きするんですけども、情報公開の分での裁判の経過をしてるときに弁護士をたしか川中事務所に頼まれた。川中、足立、野口、こういうふうに3名の名前が出てきたんですけども、町村の審査会はたしか川中さんが会長であったと思うんですね。その審査会の意見を聞いて、うちの町は非公開にしたわけだったんですよ。それで不服されて町村に行ったわけですよ。もとは川中弁護士が入っている町の審査会の判断もその中にあるわけですね。そこにいわゆる当事者になってくるんじゃないかと思うんですけども、そこに頼むということについては問題がなかったのかという点と、それと裁判を受ける以上、弁護士等の費用が要るのではないかとこのように思うんですね。町は自分とはそんな相手にしませんよということで弁護士費用組まないん

かと思うんですけども、この弁護士費用については弁護士側とどのように判断してるのかということですね、ここで聞きしておきたいと思うんです。

それから3点目は、いわゆる健康福祉課に係るんですけども、後期高齢者に係ることです。23ページの老人福祉費の中に委託料の中で154万3,000円で、その中で減額はあったんですけども、システム改善委託料420万上がってますね。この説明は、いわゆる激変緩和を導入するためのシステムだって説明がありました。後期高齢者の激変緩和というのは、これは説明もあったと思うんですけども、いわゆる被扶養者ですね、国保に入っていない被扶養者が半年間、1年間でしたね、減額されることを導入するに当たってのことを激変緩和と私は言う理解してるんですけども、それでいいのかという点、ほかにもあるのかという点ね。もしそれであるならば南部町でそれに対応する件数何名あるかということなんですよ。そのためだけにこの420万を使うのであれば余りにもむだ遣いではないかと思いませんか。見ててつくづく思うんですけども、本来保険料納める必要ない人からも、社会保険の方も入ってもらって、今まで被扶養者だった方も払ってもらんだということなんですけども、余りちょっとやり方がきつから激変緩和するというわけでしょう。そのシステムを全国的に全額国が持つといっても、うちの町で420万出してくるわけですよ、国が。これによって激変緩和策をとる件数というのは何名いらっしゃるのかということを知りたいんですけども、それちょっと教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。私の方からは情報公開のことについて御説明したいというぐあいに思います。

審査会で川中さんは当事者ではないのかということなんですけれども、顧問弁護士は野口弁護士でございまして、当事者にはならないというぐあいに思いますし、また審査会で最終的に南部町が、また町長が回答ですか、情報を公開しました指標は、あくまでも鳥取県西部町村個人情報保護・情報公開審議会の答申に基づいてそのままをしました。したがって、それが最終的な情報公開の公開したものでございます。これに異議があって今回提訴ということになったと思いますので、全くその前にありました当町が行っておりました川中弁護士等を含めた審査会の問題等は経過とあっても最終的な問題ではないというぐあいに思いますし、担当弁護士は野口さんだということで御理解いただきたいとします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

○総務課長（陶山 清孝君） 失礼しました。費用のことがございました。これは42万円でございます。（「上がってる」と呼ぶ者あり）42万円は、予備費で執行しております。よろしくお

願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。23ページの委託料420万のお話でございますが、この後期高齢保険料の激変緩和がとられるわけでございますが、それに対してシステムを改修をするという費用でございます。これは被扶養者の方、今まで払っておられない方に対しまして特例措置ということで、20年の4月から9月までにつきましては凍結という形になりますので、保険料を払っていただかない。それから10月から3カ月の間につきましては均等割額を9割減らすということになっておりますので、そういった軽減措置に対する経費負担というのは当然国が全額負担ということであるべきものというふうに考えるところでございます。（発言する者あり）

済みません。対象者でございますが、今492という数字を持っておりますけども、ちょっとこれ確認できませんので、500人弱というような答え方をさせていただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。顧問の報酬、20年度計上がないがということでございます。これは条例はあるわけでございますけれども、前会見町長の三嶋英輔氏をもって余人をもってかえがたいということでございまして、三嶋氏に病院事業管理者をお世話になりましたので、今のところ予定はございません。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 最初からいきます。先ほど答弁が最後になったんですけども、旧会見町の町長を顧問にしたから余人をもってかえがたいということは、今のところはこの顧問の制度というのは凍結しておくということ、もうやめるということにはならないのですか。ということなんですけれども、その辺そしたらまたということは、この報酬制度というのは今お聞きしたら特定の人のためにある報酬制度になっちゃうんですよ、そういう言い方されたらね。じゃないですか。それを置く必要があるのかという点でお聞きしておきたいと思っております。そういう制度は本来ちょっと考えられません。余人をもってかえがたい制度というのでいえば、条例等でも位置づけておく必要はないのではないのでしょうか。今その該当がいなくなったらと思うんですね。それをちょっとお聞きしておきます。

それから情報公開の審査会の負担金の問題で、一つに42万円という弁護士費用がもうわかっているのであれば、なぜ補正予算に組まなかったんですか。予備費で充当しなければいけない理由というのは何でしょうか、よくわからない。普通は予備費等でやったら説明も受けることがで

きなくなっちゃうんですね。お金を出していくのに。本来であればもう出費しようとして計画しているものであればいつ払ったのか、それもお聞きしますが、42万円出すことはいつ出されるんですか。出しているのであれば当然補正予算等に出してこないといけないのではないのでしょうか。それでまだであっても、してあってもいけないわね。今から19年度の予算で出していくのであれば、この予算の中にちゃんと説明できるように出してこないといけないと思いませんか。

それからこの情報公開のについていえば川中弁護士は関係ないとおっしゃいますが、経過の中で見れば一番最初に非公開だと判断したのは審査会なんですよ。川中会長がされたんですね。その方の事務所の方が弁護士等引き受けるというのは、やっぱり当事者になってくると思いませんか。この問題は、町が情報公開についてどういう態度をとるかということが問われてると思うんです。そういう意味でいえば経過やどのような弁護士にお願いしてるのか明らかにするためにでもきちっと予算等にも出してくることを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから後期高齢者の負担の420万、確かに全額国から出るんですけども、そこでこれはあと委員会で審議すると思いますが、町長にお聞きしておきたいのは、南部町では約500人弱です。確かに激変緩和とらないといけないと思うんですけども、私はそういうところ、激変緩和しなければいけないというのはとるのはちょっと残酷だということなんですよ。これは先ほど課長がおっしゃったのであれば来年3月までの措置なんですか。もうちょっとあったかな思うんです。そういうところに400万をかけて激変緩和のシステムをつくってやっていくという、この国のやり方おかしいと思いませんか。取らんかったらええんですよ。このお金も要らなくなっちゃうしね。そういうことをしながら未来永劫激変緩和のために取るということは単年度、1年間もしくはそれぐらいのための措置をとっていくということになっちゃうんですね。それは私は非常にこれ不思議で仕方がないんですね。全額来るから激変緩和とらないといけませんけども、本当にこういう内容でいいのかなと思うんですけども、町長はその辺お詳しいと思いますから、町長の見解を聞いておきたいと思います。

それとあと2つ、済みません。その下の後期高齢者の医療広域連合の負担金は減額の545万3,000円になってるんです。この内訳ちょっと教えてください。たくさんお金が返ってきました。実績だということなんですけども。

それともう一つは、その同じページの上にあります負担金、補助及び交付金のところの100人委員会の補助金が、先ほどの亀尾議員の質問に対する答弁では全額もう補助金を受け取らないということなんですよ。補助対象になる、補助対象とするものについてはなかったので支出はしなかったというんですけども、ちなみに補助対象というのはどういうものでしょうか。私も知

らなかったんですけども、いろんな団体が動くときにはどんな活動してもだめで、どういうふうなものについては補助するということになってたのかということをやっと説明していただけますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。情報公開について予算をなぜこの補正に上げなかったのかということでございまして、これはひとえに弁護士との契約がまず起きませんと代理人になりませんので、これを急がなければいけないという判断のもと予算を予備費執行させていただきました。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） システムの関係でございますけども、軽減措置といいますのは被扶養者が後期高齢の被保険者になられて2年間続くものでございますし、先ほど言いましたのは特例措置という部分でのことを言いました。4月から9月の間につきましては凍結になりますし、10月から3月の期間につきましては均等割額が9割軽減、いわゆる2,000円を払っていただくというような特例措置がとられる。それに対応するようなシステムを構築をするというものでございますので、当然必要なものというふうに考えておるところでございます。

また、後期高齢者医療広域連合の負担金が545万3,000円安くなった、減額したということでございますが、これは全体としまして2億2,040万ほどの減額が起きております。それに伴いまして市町村負担額が応分の負担割、町でいいますと2.47%に値しますけども、この割合で減ってきたというものが545万3,000円でございます。要因としましては、派遣元の職員給与負担費の減ということで4,245万円ほどになっております。この要因につきましては、人件費につきましては当初予定をしておりました年齢というものがございまして、これが下がった、若い人が多かったということで平均給与が下がったというように聞いております。それからシステム導入の関係の減がございまして、これは委託料の部分で8,050万ほどになります。それから使用料及び賃借料ということで8,708万円ほどが出てまいっております。これは発注により減額となるものというように聞いております。その他の事務経費の削減が約1,000万、合わせたものが2億2,000万ほどでございます。

それから100人委員会の関係でございますが、補助対象経費がなかったという説明をいたしました。これは設立された目的がございまして、この目的を遂行するに当たりまして、本当にその目的に合うような活動なのかなというところと少し疑問があるものがございましたので、補助対象経費にできなかったというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、顧問のことです。条例におきましては20年の10月24日限り効力を失うということになっておりまして、我々の任期の間の条例という定めになっております。

先ほどちょっと言葉が足りなくて誤解を受けたようですけれども、私の気持ちの中では余人をもってかえがたいということで申し上げましたので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。また本当に必要になれば任期中にお世話になることもあるかもわかりませんが、今のところはそういうことは考えておりません。

それから後期高齢者の激変緩和についてどう思うかということでございますが、私は、この制度が新しく発足するわけでありまして、従来保険料をお支払いになっていなかった、例えば健康保険の被扶養者の方などからも保険料をいただくという制度になっておりますから、当然政府の方でそういう激変について緩和措置をとる、そして制度が円滑に執行できるようにしていくのはむしろ当然のことであって、それを否定的な見解をおっしゃるのはちょっと私にはわからんわけですけれども、私は激変緩和措置をして国民負担の急激な変化というようなことを防ぎながら制度の円滑なスタートをするというのが一般的ではないかというように思っております。

○議員（14番 真壁 容子君） ちょっと議長、済みません。とらえ方が違います。（発言する者あり）全然違いますよ。そういうことを言ったら激変緩和するなど言ってるんじゃないですか。

○町長（坂本 昭文君） そういうぐあいに聞こえます。

○議員（14番 真壁 容子君） もう一回言わせていただけますか。

○議長（森岡 幹雄君） 休憩をいたしません。

ほかにございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） それでは……。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩をいたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時13分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開させて、13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） まず、15ページであります。農林水産業費補助金のうちの林業費補助金、昨年は非常に高温であって松くい虫の活動が活発であったということから、特に空中

散布を中止したことによって本町でも松くい虫の被害が拡大をしてきておる中であって、この伐倒駆除の補助金が67万6,000円減額になってる。これはどういうことなのかなということ。

それとその下の森林整備地域活動支援補助金、これは134万9,000円、これも減額になっております。これについて御説明を願いたい。

それから先ほどからお話があります23ページの100人委員会の補助金、その上のなんでも相談事業補助金というのも15万円の減額になっておりますが、なんでも相談事業というのは防災無線でもよく聞いておりますが、結構活発に活動がなされているように思うわけですが、この減額の理由、そして100人委員会の補助金全くゼロということですので、活動内容についてもとりあえずお話をください。お知らせをください。

それと、もしかしたら説明があったかもわかりません。最後の36ページであります。工事請負費の中、災害復旧工事費、2カ所予定していたものが1カ所が認定をされなかったということですが、この内容について再度、ちょっと聞き漏らしておりますので、お話を、お知らせをいただきたいと思えます。以上。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。16ページの県補助金の御説明でございますが、まず松くい虫被害木伐倒駆除補助金でございますが、主なものは入札によります減に立って補助金が減額になったものでございまして、当初376万1,000円が実際には308万5,000円になって67万6,000円の減額でございます。

それから森林整備地域活動支援交付金につきましては、当初8地区を予定してございまして、それが実際には3地区が実施されたということでございまして、当初274万3,000円を予定してございましたが、実績で139万4,000円になりましたので、134万9,000円を減額するものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） なんでも相談事業でございますが、先ほど御説明をさせていただきました。これは社協に委託をして、社協の方で実施をしていただいておりますが、相談件数が少なかったというふうに私は聞いてございまして、その今までの実績、件数とかそういうところについては少し、それでその数字的なものは今持っておりませんので、委員会の方でまた御説明をさせていただきたいと思えます。いわゆる弁護士の関係がそこに費用を払うものでございます。弁護士の予約制でやっておりますけども、そこに対する専門的な相談部分というのが少なかったというふうに聞いておるところでございます。

それから100人委員会の補助金ですが、また繰り返しになりますけども、設立目的に合った活動をしておられなかったということで減額をしたというようなことでございます。これももう少し詳しい理由を聞きまして、また報告をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 塚田議員、よろしいですか。（発言する者あり）

建設課、頼田室長。

○建設課土木建設室長（頼田 泰史君） 失礼します。災害復旧事業についてですけども、議員が言われましたとおりでして、採択を予定しておりました予算計上が2地区を予定しておりましたが、いろいろありまして採択基準に適合しないとかということで1地区になった結果、請負費が減額になったものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 後の方から。きょう建設課長がいらっしゃらないので、どうかなと思うわけですが、そのいろいろあったところが聞いたかったわけでありまして、どうして採択基準に合わなかったのか、どの辺が見込み違いだったのかというようなところをお話をいただきたいなと思えます。

それと健康福祉課長の答弁は、ここでもちょっと言ってるんですけど、どうも、ここに載ってるわけですし、予算書に減額の10何万円とか、こういう金額が載ってるわけですから、これに対して答弁ができないというのは、これはおかしいなというふうに思うわけです。後ほどあるいは議運の委員長の方から発言があるかもわかりませんが、再度答弁があればよろしく願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課、頼田室長。

○建設課土木建設室長（頼田 泰史君） 失礼しました。一つは、当初は工事規模的に補助の対象になると思っていたところが県の方といろいろ相談しました結果、工法的に減額になりまして、結果その対象にならなくなったということです。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。この件につきましては、私の方が資料を少し用意しておらなかった部分がございますので、早急にその部分は調査をしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 説明を受けたと思えますけども、15ページの県民税の徴収取扱

委託金、これについて今までの県と町に対する割合がたしか変わったか何か、ちらっとそういうような感覚で私は考えておりますけど、この中身についてお教えを願いたいと思います。

それから議長、これが終わりましたら若干トイレとかなんとかはありませんが、ちょっと休憩をお願いします。そういうことだなくして。

○議長（森岡 幹雄君） とる予定で考えようけん。

○議員（15番 宇田川 弘君） そういうことだなくして今の件について。

○議長（森岡 幹雄君） 休憩じゃないで。

○議員（15番 宇田川 弘君） 休憩じゃない。今の答えをいただいてから。

○議長（森岡 幹雄君） 聞いてからの話でしょう。

税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど宇田川議員の方から質問ございましたが、総務課長が説明いたしましたとおり個人県民税の徴収取扱費が改正になりました。県の方の、これは鳥取県の税条例が改正になりまして、その関係で金額が上がったものでございます。

まず算定方法が一部変更になりまして、今までは納税通知書等の数に政令単価60円を掛けたもの、それから……（「ちょっとゆっくりやって」と呼ぶ者あり）納税通知書等の数に政令単価60円を掛けたもの、それから徴収金額に7%を掛けたものが来ておりました。これが新設が今度は納税義務者数に政令単価3,000円を掛けたものということでふえておりますし、それから特例単価が設定されております。平成19年度、20年度は4,000円ということで、これ政令単価、先ほど3,000円と言いましたけれども、これに1,000円が上乗せされるということで改正になっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） まだあるようで。（発言する者あり）ありませんか、ほかには。（「休憩」と呼ぶ者あり）いやいや、あるようでありますけれども、ここで休憩をいたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開をします。

7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 30ページの土木費、一番上の節の13の委託料、朝鍋ダム周辺施設管理委託料263万2,000円の予算で12万6,000円減額となっておりますけど、私も地元によってこの委託されてる内容がわかりませんので、ちょっとお聞きします。

それと35ページ、教育費、19節町子ども会育成連絡協議会補助金、現在の子供会の育成協議会の内容がわかりませんので、その辺ちょっと教えてください。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課、頼田室長。

○建設課土木建設室長（頼田 泰史君） 建設課の頼田です。朝鍋ダムの周辺整備の管理委託の内容についてという御質問ですけれども、これは地区の方に委託をするという形でやっております。広い芝の広場ですので、そこの管理ですね、主な内容は除草剤をまくとか、それからまた肥料をまいていただくとか、そういう費用です。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 石上議員、よろしいですか。（発言する者あり）

教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 子供会についての御質問がございました。南部町には現在42子供会がございまして、町の子ども育成連絡協議会の方に登録をさせていただいております。議員さんおっしゃいますように、大変子供会の加盟数といましようか、少人数化になってきまして、子供会そのものも廃止されるような地域も出てきております。20年度には子供会を含めました大きく育成会等の中で活動について再検討をしてみたい、そのように考えておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、次進みたいと思いますが、休憩をいたし……

（発言する者あり）訂正。

教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 先ほど細田議員さんの質問で32ページの要保護、準要のところの間違った人数を報告いたしました。数字を実はダブルカウントいたしておりました。正しくは要保護7人、準要保護68人でございますので、訂正方お願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 要保護なり準要保護の人数の訂正がございました。

ここで休憩をいたします。再開は14時50分といたします。20分休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時50分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

議案に対する質疑を続行いたします。

議案第6号について質疑はございませんか。国保。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この議案の6ページですね、歳入のところでは1点だけお聞きします。説明では、一番上なんですけど、保険給付費の現年度課税分が94%に設定したというぐあいによっておられたんですけども、過去の実績はどうかは知りませんが、そのことに設定されたことと、それといえは94%を設定したということになれば、また決算とか途中でこれをクリアをしたからよしとすべきでないかというそういうことにとらえられる覚えもあると思うんで、その94%を設定された根拠と、それともう1点、私たち議会における者、執行部の方もあわせてですけど、やはり徴税については100%を追求していく姿勢が必要だと思うんですけども、そこら辺の考え方についてお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。収納率を94%に設定いたしましたのは、昨年度の収納率が94.4%でございます。それであくまでも予算でございますので、不納欠損を起こしてはいけないということもございまして、94%に設定させていただきました。

ただ、収納率を94%に設定したからそれで満足ということは決してございせん。税務課の方といたしましては極力頑張って収納に努めておりますので、なるべく昨年にならぶ、またはそれ以上になるように頑張りたいと思ひますので、御理解をお願ひいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 亀尾議員、よろしいですか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 同じところなんですよ。その6,377万3,000円なんですけども、わからないのは95%から94%になって、何でその金額が6,377万3,000円って、大き過ぎると思ひませんか。補正額が減額の6,377万3,000円になったわけでしょう。減額ですよ。減額がこれが95%から94%の収納率に変わったという説明が当初あったわけなんです。1%を変えただけで6,377万3,000円も減るのはおかしいのではないかという疑問なんです。それでこの減額の中には何か理由があるのかなと、ほかに、と思ひたわけなんです。そこの説明をしていただきたいのです。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。最初の説明でもしたと思ひますけども、収納率の95%から94%への影響は224万3,000円が減額になるものでございます。大

大きく影響しますのは、税率決定影響分ということで、これが6,337万5,000円減額になっております。これが大きなもので、収納率の部分は1%ですので、224万3,000円という形で御説明を申し上げました。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ということは説明をしてくださったというわけなんですね。とすれば確かにそうですね。95から94%、1%って224万ぐらいですね。それはわかりました。

そしたら税率決定影響分というのは、どのようなことなんですか。それをちょっと教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 毎年ですけども、本年も国民健康保険の予算につきましては当初予算のときはまだ税率決定をいただいておりませんので、昨年3月の当初予算のときには税率決定をしないままで予算をさせていただいて、その計算におきまして保険税を当初予算で立てさせていただいておまして、5月の臨時議会におきまして税率決定をいたしますので、差額が生じるということで理解をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）そうです。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第7号。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第8号、簡水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第9号。集落排水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第10号。浄化槽。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）農業集落排水あります

か。（「はい」と呼ぶ者あり）

9号について。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 9号の集落排水の特別会計の補正予算についてお聞きしたいところがあります。4ページです。歳入で施設負担金、集落排水加入負担金が3件出ておりますが、これはどこの地域ですか。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。集落排水加入金ということで3件、集落のことを言われましたけども、まず天萬地区で1件、三崎で1件、田住で1件でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

議案第10号、浄化槽。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 7ページの一番上の節の修繕料、大した金額じゃないけども、この浄化槽の修繕料というのは大体ブローとかなんとかが主ですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。宇田川議員の考えられとるとおりブロー修理が主でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに。

7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 同じ7ページの節の11、施設修繕料15万。最近私も浄化槽のふたの方から異臭がするという話をちょこちょこ聞いておりますけど、担当課でそういう話も聞いておるとおもいますが、処置としては何かされたでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。昨年かことしの頭ぐらいだったと思いますけども、そういったお話がございまして、個々に対応させていただいております。においが出るというパターンとすれば、先ほどのブローが故障した場合、ブローというのは浄化槽の中に酸素を送る機械です。中の微生物が酸素を好む微生物と酸素がなくても活動する微生物がありますんで、空気がなくなれば酸素を好む微生物が死滅してしまうとにおいの発生の原因にもなります。

それから浄化槽の上にマンホールが3カ所なりが設置してありますけども、その密閉ぐあいによってまたにおいが出たりする場合がございますんで、石上議員の言われたことについてはそれぞれの家庭で現地を確認しながら対応させていただいております。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） この15万は、ほんならそれとはまた違う種類ですね。

それと実際に今、異臭の件で修理済んだいう例はありますか。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。施設修繕15万というのは、先ほどのプロアの故障が、中で膜といいますか、振動させながら空気を送るものですから、それが必然的に消耗品的な部分がございます、その取りかえ等の修繕でございます。

個別の異臭対策については、従来からの予算部分で対応できております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第11号、公共下水。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 3ページです。歳入の諸収入のところのコンポスト売り上げ50万3,000円ですけれども、コンポストの売り上げが伸びていることがうかがえるわけですけれども、実際に生産している数と当初見込んだ売り上げに対しての増額補正だと思いますけれども、在庫分とその売り上げの単価がわかたら教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） すぐ出る。若干時間かかるな。若干時間かかりそうではありますが、ほかにございませんか、公共下水。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ほかにありませんか。じゃあ、休憩とらにゃいけん。ちょっと休憩とらないけんね。先進みにくい、休憩をいたします。10分間休憩いたします。3時20分再開をいたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。公共下水の関係でコンポストの売り上げの御質疑がありましたが、当初で50万の予算を計上しておりました。それでこのたびその売り上げ部分が大山町とかで大変多く売れたものですから50万3,000円の増額を計上しております。

内訳ですけれども、1袋200円で販売をしております。直接とりに来られる場合が100円。あとの100円というのが配達料ということで、配達料につきましては配達業者の方が取りますので、町の方に入ってきますのは1袋100円で入ってきます。これを計算しますと全部では1万30袋の販売になります。補正が50万3,000円ですので、これ単純に100で割っていただきますと5,030袋になりますので。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

在庫の関係でございますけれども、ちょっと現地確認しましたら現在1,000袋ばかりあるようです。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。進みます。

議案第12号、墓苑事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

13号、水道事業。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 11ページです。支出の賃借料で浄水場隣接水田賃借料25万7,000円ですけれども、これ以前落合浄水場が渇水期に田んぼを借りて、そこに水を張って、底から浸透したものをくみ上げるという目的のために田んぼを借りたということではなかったかと思うんですけれども、それでこれここが賃借料の積算の根拠と、それからそういうことを田んぼに水を張って井戸に水が浸透するというやなことが実際に効果があったのかなかったのか、その辺の説明よろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。水田借り上げの賃借料の積算根拠ということですが、一応米の出来高で積算をしております。

それから効果があったかということですが、ないとは言い切れませんし、必ず十分あったということもなかなか言い切れないところがございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） その下の受水費の1,030万6,000円、米子市へ水道料納付1,

030万6,000円について、量と日数ですね、それを教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。米子市からの受水費ですけれども、去年の3月に事故がありまして、3月1日から供給を受けております。途中夏場に、8月31日でこれを切ったんですけれども、9月に入りましてから渇水状態がまた発生をしております、9月21日から供給を受けております。

量でございますけれども、今現在米子市からの請求が来とるもので6,592立米でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 真壁議員、よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第14号、病院事業。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようであります。進行いたします。

議案第15号、条例の関係へ入ります。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案15号の、国の育休法に関するものということだと思いますけれども、説明を聞いてなおわからないもので、よろしくお願ひしたいんですが、部分休業の3歳であったものが小学校入学前にまでということと、それから復元率が2分の1以下という規定を100分の100以下ですか、ちょっとその辺の説明がわかりにくかったもんですから、再度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。そうしますと育児休業について、まず部分休業ですけれども、育児をされてる方に、2時間だったですかね、最高限2時間まで休業して育児に費やす時間をとるという制度でございますが、これが就学前までになったというのが1点。

それから一番、復元率の話がございましたね。復元率といいますのは、休職でございますので、一般的には無給、それから休職しますので1年間休職しますと昇給は停止するというのが本来ですけれども、育児休業に限ってはそれを2分の1を復元するというものでございました。1年間休業すると6カ月分は勤務したとみなすということをしてございました。それが今回の制度改正で1年を1年と見る。勤めたのと同じことだという改正でございます。御質問の2点は以上でござ

います。

○議長（森岡 幹雄君） 1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） そこで復元率について再度お聞きするんですが、この2分の1、表現ちょっとどういうふうに表示してましたかね、2分の1に相当する期間をみなして、この2分の1は期間の定めですよ。それで100分の100以下の換算率により、ですから期間全部を100分の100として得た期間をみなしてというような、ちょっとわかりにくいような書き方がしてあるんですけど、完全にその2分の1が100%、100分の100を算定に入れるというふうに理解すべきなんじゃないでしょうか。ですから裁量の幅があるのか、絶対100%その算定にするのかということについて再度よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 100%算定するとみなしております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第16号、支援条例。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この被災者住宅再建支援条例は、初日の説明では、国の支援法の改正により、国の支援が新たに認められてきたわけですよ。そのことによって県の条例が変えられてきたというふうに言いました。

それで1つ目には、国の補助以外のところを支援するというふうにおっしゃいました。そういうふうに説明されたんですよ。ちょっとこちらわからなかったのが、国の支援以外というのは、条例改正のこの表がありますよね、こちらの方でどこを指すのかというのがよくわからないんですよ。一部破損について対象外となったということなんですけれども、国の補助、支援以外のことというのはどこを指すのかということなんですけれども、恐らくこれ全部だよと思うんですけど、その国の支援はどうで、県の支援はどうかということを説明していただければわかりやすいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。まず、国の制度の方が鳥取県の持っている制度よりおくらしていたという実情がございます。これは個人の資産に対して税は踏査できないという議論があったことも議員も御存じなことだと思います。

したがいまして、数字では、まず概要だけ述べさせてやってくださいませ。市町村でまず対象となりますような災害と想定していますのは、市町村が10世帯以上の住宅が全壊したとき、国の制度でございます、市町村で10世帯以上の住宅が全壊、それから県であれば、また都道府県であれば100世帯以上の住宅が全壊した場合、それから10世帯以上の住宅が全壊した市町村を含む都道府県内の市町村で5世帯以上の住宅が全壊した場合、それから先ほど言いました中で隣接する市町村で5世帯以上の住宅が全壊した場合、こういう条件が整いますと国の制度の中では全壊した場合に建設購入費として300万円を出すというようなことでございます。ほかにもまだいろいろな条件がございますけども、大ざっぱに言えばそういうことでございます。

対しまして鳥取県の制度では、改正されました県の条例では全県で10世帯以上の住宅が全壊した場合、この場合には300万円が出るという制度になっております。したがいまして、この制度の中で一つの町村の中で10世帯以上の建物が全壊しないと国の制度は出ないという条件になっておりますけれども、それが少し規模が小さくても全県下の中で広い範囲の中で10世帯以上壊れるようなことがあれば県の制度の中で救うことができるというものでございます。

その中で今回の大きく改正になったのは、県の制度はそのように少しカバーする範囲がありますけれども、その中で一部破損でございます。一部破損した場合には、私どもも利用させていただきましてけれども、その修繕に要した費用が上限額で150万円まで見るというものがございました。ただ、実際に西部地震の実態は、この修繕費の平均は62万円で、逆に言いますと10分の10の補助になってるのではないかという一部の声もありました。今回それに対しまして南部町を初め各県下、鳥取県も含めて将来の災害に備えて基金を造成しております。その基金の造成額を50億を目標にしましたが、仮に一部破損を算定しない場合であれば20億程度の基金造成でクリアできるのではないかという提案があったものでございます。今回の改正によりまして一部破損については該当から外すということを鳥取県が、市町村も相談して決めたことなんですけれども、これを外すということの鳥取県の条例改正に合わせまして南部町の条例を変えるものでございます。したがいまして、これまでの制度は国よりも制度が上だった。かつ一部破損でも見るという制度だったというものを国の制度ができたところは外します。それから一部破損の部分についても外すという条文の構成でございます。これ御理解いただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） そこです。ということはこれは制度的に見たら、対象者に限って言えば後退になるということなんですよね。国の制度が今回支援法ですね、いろんな震災を受

けて国民からの働きかけによって支援法ができたとすれば、県が独自でカバーするところが減ったわけなんですよね。減ったにもかかわらず一部破損も外していくというのは、これは本来であれば国がカバーするところはできたんだからもっとふやすべきではないかというふうに考えていくべきではないかというふうに思うんですよね。これについては町村等の考え方は、県の条例から反映できないのかというのが一つ。

それともう一つでいえば、南部町は例の震災を受けた町ですよね。もう震災は来ない方がいいんですけども、ああいうふうに基金をためていてもいわゆる10世帯以下であれば自然災害であってもこの対象にならないということになるわけですね。これに対する何らかの形の補てんというのではないのかという点お聞きしておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。鳥取県と構成します各市町村、県と各市町村の中でこの議論をかなり詰めてまいりました。各市町村とも財政的に非常に厳しい状況がございます。基金造成に対しての負担金等も南部町規模であればまだ計算になりますけども、大きな市になりますと相当の額を積み立てなければならないということも含めまして結果、一部破損については該当を外した方がよいではないかという結論になったものでございます。この辺御理解をいただきたいと思います。

町独自でということでございます。これはそのときの災害想定して南部町が基金を造成しておかなければ対応はできないと思いますので、これは現時点では非常に難しいというぐあいに判断せざるを得ません。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。終わった。ダブっとったわけね。

ほかにはないようでありますので、進行いたします。

議案第17号。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第18号、町営バス。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これ7条の利用料金のところ、町営バスを利用しようとする者は、または利用した者は利用料金を納めなければならないと書いてあります。利用料金は定額とし、その額を別に定めるとありますが、私は、この条例を制定するのであれば利用料金等をここに明記しておく方がいいのではないかと思います。言ってみれば何らかの形で利用料、使用料を課

すときには条例で制定することになっています。これもそういう意味では町営ですから、一つの利用料、使用料等に当たるわけですね。であればここにきちっと明記しておく方がいいのではないかなと思うんですが、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 利用料金の中に明記すべきではないかという御質問ですが、料金、ダイヤについても従来と変わりませんで、規則の方でその金額を明記して、そちらの方で、規則の方で定めていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 例えば運行路線等については、ここで定めるわけ、条例で定めるわけですね。確かにダイヤ等については、夏だの冬だの、利用によって変更あると思うんです。ただ、運行路線を変更することについては条例改正しないとできなくなっています、ここでは。それと同時に、私は利用料金がどのように変わっていくか、住民から幾ら利用料取るかというのは、これは本来は条例で定めるべきものではないかなと思うんですよ。それで料金変更したときは、議会にかけたらいいいわけですね。どこが違うかということ、規則等であれば議会にかけなくてもそれができることになるわけです。私は、住民に利用料等についての、言ってみたらこれ公共料金に等しいもんですよ。そういうものはやはり条例でちゃんと示しておくべきではないかなと思うんですが、再度見解をお伺いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。料金につきましては、こちらの方で規則改正勝手にするということではなくて、公共交通会議等住民代表の方もいらっしゃる場所で協議をして適正な料金を提案いたしまして合意いただいたもので改正していくということになっておりますので、規則の方で合意をいただいたものを記載していくことにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと確認のために質疑するんですけども、この運行路線のことなんですけども、以前この循環バスの場合に路線をもっとほかのところにも通してほしいということあったんですけども、経費の問題もありますけど、もう1点は民間バス、名前を上げれば日ノ丸バスがこちら辺の路線バスでやってるんですけども、そことやっぱり競合するところはなかなか難しい面があるというようなことを、私そういうぐあいに答弁に記憶してるんですよ。ここであると町長が特に必要と認めたときは運行路線及び区域を変更することができるということ

になってるということは、これはやっぱり認可というんですか、そういうことを陸運局とかそういうのをならなくても循環バス、町営のバスはこれはできるというぐあいに理解していいのかどうなのか、その点についてお聞きしますが。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほども申し上げましたけれども、路線についても地域公共交通会議の中に提案いたしまして、皆さんの御同意をいただいて、それから陸運支局にも、申請は簡易になりますけれども、会議の合意があれば従来のような長い期間は必要なくなりまして、届けは許可は要りますけれども、申請して変更していく、合意をいただいたものを届けて変更していくということになります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ごめんなさい。しつこいようですが、さっきの、一応届け出すれば、住民の合意を得て町の意向でやるという届け出を出れば、陸運局から許可、以前はあったんですけど、それはなくてもできるということですね。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 三鴨でございます。許可がなくてもということではなくて、そういう公共交通会議の同意を得た書面というもので申請をして許可をいただいて変えていくということですので、町の方が勝手に路線を変えるということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 先ほどから議論になっています同じ問題なんですけど、やっぱり条例で定めなくてもいいという、規則で定めるという根拠がよくわからないんですよ。使用料とかいろんな町が料金設定をする場合は、議会において慎重に審議して、そこでその料金を決定するということを経なければいけないのではないかと思うわけですが、規則でやる根拠というのが、ほかの使用料などの例を見ますとすべて条例で定めているわけですよ。それをわざわざ規則にするという根拠がわからないんですけども、その点よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。はっきりとしたことはちょっとわかりませんが、おっしゃるように条例で定めておいても決して悪くはないというように思うわけですが、このように書いております。一つは、近年の油の高騰といったようなこともあろうかと思えます。

それからこの運行は、現実的には日ノ丸バスの方をお願いして行うというようなことだと思いますから、そういう契約の柔軟さといったようなことも考えなければいけないのではないかなというように思います。何よりこの議会を無視するわけではございませんけれども、地域公共交通会議というものの議を得て決定するという事になっているわけでございまして、町の方で勝手に上げたり下げたりということにはならないわけですから、そこは信頼していただきまして、こういう規則の方で別に定めるといって御理解をいただきたいというように思います。もちろん変更になる前にちゃんと予告もしなければいけませんし、それからなったらなったらちゃんと周知もしなければいけませんし、もちろん議会にも当然御報告も申し上げるといってございまして、よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 町長もなぜ規則で定めるかということを確認にされなかったわけで、やっぱり他の条例との整合性というのはとっていかないと町政運営上、非常によくはないと思うわけですね。もし条例で定めることにやぶさかであれば再提案された方がいいのではないかなと思うわけですが、再度整合性をとっていただきたいと思うことに対して見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この提案どおりで、ひとつ御審議をいただきたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 先ほどから公共交通会議という名前が頻りに出てきてるんですが、これのどういうメンバーの方でこういう会議がなされておるのか、審議内容、年間どの程度の会議がなされておるかということですね。

それとこの目的を読みますと非常に違和感を実は覚えるものであります。ちょっと読んでみますと、南部町に暮らす住民に快適な交通環境を提供し云々とあって、町民の福祉の向上及び地域の発展に資することを目的とするということですね。明らかにこういうバスが運行されている地域においてはまさにそのとおりであるということですね。それが運行されていない地域については全くこれ該当しないわけでありまして、どうもこの目的自体、その書き方を変えろとかいうことじゃないんですけど、非常に違和感を覚えるものであります。私も一般質問等々で何度もお願ひをしているところですが、ひとり暮らしの本当に御高齢の方がオートバイに乗って法勝寺まで買い物に出られる姿を見ていると、何とかそういう人たちを救済をしたい。実は我々もあすは我が身でありまして、何とか早期に救済をしていただきたいなというふうに思

うわけでありまして、その会議の内容についても若干触れていただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。メンバーは11人で構成されておまして、乗り合い運送事業者、バスの運行业者ですとか、それから住民代表の方、中国運輸局、あるいは学識経験者とバス事業者協会というようなところから、これは定められた、法の方でメンバーも一定の部分が決められておりますので、構成員はそういった形で住民代表ですとか利用者代表、運輸局というメンバーで1月の9日に発足いたしまして、11人のメンバーで構成しております。

中身については、先ほど議員の方からありましたけれども、地域の皆さんが使っていただくために住民の方からの意見もいただきながらどういう方法が一番利便性がいいのかというようなことも審議いたしますし、このたびの法改正に伴います町営バスの条例化等についてもこの公共交通会議の中で御討議をいただいてこういうものを届けて条例化していくということも話をさせてもらっております。当然運行形態の変更その都度あれば提案して御同意をいただくということになります。

また、よく私も聞くわけですがけれども、路線バスのないところ、あるいはこういったふれあいバスの通っていないところ、そういう課題も現状としてありますけれども、今回条例化制定をさせてもらっておりますのは今ありますふれあいバスを日ノ丸委託から町営バスとして町が事業主体となって変えさせていただきますという条例ですので、その谷合いのふれあいバスの運行形態等につきましては、どういう方法がいいのかということでもた次の段階で審議かけて御相談して決めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 余り聞きなれない会議の名前だなと思ったら、まだできて間もないということですが、その中で先ほど課長の答弁あったように住民代表の中に公共交通機関あるいは循環バス等々が全く通っていない地域の方が代表としていらっしゃるのかどうか、お尋ねします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。住民代表といたしまして2名の方を委員になっていただいております。このふれあいバスが通っておらない区域、南西伯振興協議会の会長さんにもメンバーになってもらっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） この法の改正があって、今のナンバーも白ナンバーでもいいということなんですけども、例えば予算措置的にはどういう利点があるのか。20年度の予算では、これは中身はよくわかりませんが、若干ふえたんではないかなというふうに考えますけども、その点、法の改正はあったけども、予算的な措置、例えば今まで日ノ丸に委託をしておったけども、他の事業者にというような物の考え方も含めてどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。20年度の予算といたしましては、2,350万円を経費として上げさせてもらっております。19年度の決算見込みですけれども、2,245万8,000円を想定しておりまして、104万1,000円の増と、従来から見ますと経費増ということになるかと思っております。中身は、町営バスといたしますと安全運転管理者という方を2名常駐する必要がございます。この方の人件費部分、ほかの経費等は相当節約いただいく予定にしておりますけれども、その方の人件費が上がってまいりまして、相殺いたしまして104万1,000円の増になるという見込みを立てております。

それから日ノ丸バスほかの業者というふうなふうに聞こえましたけれども、今現在循環バスからふれあいバスずっと日ノ丸自動車の方にお世話になっておりまして、非常に現状も精通しておりますし、町としましてはこのまま日ノ丸さんに継続してほしいというふうに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかには。

11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 1点だけ質問させていただきたいと思っております。今、課長の方から安全運転管理者を2名というふうに言われましたが、それは運転手さん以外に別にそういう方を置いておられるのかどうか、その点について伺います。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。この方は、運転とは別に鴨部の車庫の方に常駐していただくということでして、運転手さんとは別の方でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

○議員（11番 秦 伊知郎君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

次、議案第19号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは国民健康保険税条例の一部改正で、後期高齢者の制度導入に当たって、それに連動して65歳から75歳未満の方を国保税をいわゆる特別徴収するという内容なんですよね。そこで出てきたのが特別徴収することによって、この特別徴収自体にも私は大きな問題があるのではないかと思うんですが、生じてきたのがいわゆる国民健康保険税の納期を、すべてを対象にした納期も10期から8期になってしまうということなんです。これそういうことなんです。そういう提案ですよ。

一つは、ここで知りたいのは、65歳以上75歳未満の対象者でかつ65歳以上のみの世帯を対象になるというふうに説明がありましたが、南部町ではこの世帯数は何軒だと見ているんでしょうか。

それともう一つは、私どうしても解せないのは、今まである10期の納期を、課長が文書で説明して下さったんですけども、この特別徴収することには問題あると思うんですけども、そのことがどうしてほかのところにも全部10期を8期にしないといけないかなという理由がわからないんですよ。例えばそれだけを別に取り出して、あと10期にしておくことはできなかったのかなという問題も私は聞いておかんといけないのではないかなと思うんです。確かに大変な作業ではあると思うんですが、ここでは10期をよそにしているところがないというふうに思うんですけども、課長がお出しになられたこのスケジュールを見ましてもなかなか複雑な仕組みになってきますよね。介護保険とでは南部箕蚊屋広域連合との調整が要するという問題もあると思うんですが、南部町、特に西伯地域においては従来から国民健康保険税を当初4期であったのを回数をふやして納めやすいようにしてほしいというのが議会でも再三取り上げられてきて、執行部の努力によって10期にしてきたという経過があるわけなんです。これ私は大事にしていたきたいというふうに思うわけなんです。今本当に公共料金が高くなって払えないというのは私たちのところにもたくさん届くわけなんです。なるべく払いやすい方法でいくということが私は町の責務にもなるのではないかというふうに思うんです。そういう意味では少なくとも、特別徴収の問題も数お聞きするんですけども、その特別徴収以外の方についての、今までと同じ仕組みですることですから、それを別にして10期ですということにはならないのかということをお聞きしたいと思うのです。

○議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 今、真壁議員から質問はございましたが、その前に一つ、国民健康保険税の補正予算の質疑の中で、亀尾議員でしたか、質問に回答した中で私、不納欠損という言葉を使ったような気がします。それは歳入欠陥の間違いですので、訂正お願いしたいと思います。それでは、真壁議員の質問にお答えします。

まず、南部町内の65歳から75歳の世帯数でございますが、これは平成19年の11月の賦課時点では今集計されておられませんけれども、南部町内でその国保世帯のすべての方が65歳以上の世帯は360世帯でございます。

それから2点目の質問でございますが、どうして10期にできないか、特別徴収と普通徴収を分けて、例えば普通徴収の方は10期にできないかという質問だったと思いますけれども、まず、この特別徴収の導入に伴いまして必ずしなければならないのが2分の1判定でございます。その2分の1判定をしますためには、まず社会保険庁等から南部箕蚊屋広域連合の方に資料が参りまして、南部箕蚊屋広域連合の方で今度は特徴仮情報等を作成いたしまして、その情報を税務課がいただきます。その情報に基づきまして2分の1判定をしていく。2分の1判定をした上で特徴、普徴を振り分けて、それを今度は情報センターの方に送る。情報センターの方は、それに基づいて納付書、それから帳票等を今度は税務課の方に送ってくるということ。それから税務課は、それに基づいて今度は納付書の封入作業とか納税組合徴収簿を整理していくということでございます。それで一番大事なものは、地方税法上この納期限の10日前までには必ず納付書が納税義務者の手元に届いていなければならないという規定がきちんとございまして、これにはとても間に合にくいというものはございます。それでこの条例のときに説明いたしましたけれども、最初に南部箕蚊屋広域連合の方は6月の上旬から大体1週間程度でデータセットをするということでございましたが、初日に確認いたしましたところ、この南部箕蚊屋広域連合のデータセットは7月に行うと。当然南部箕蚊屋広域連合の方も7月に介護保険料の当初賦課を行いますので、それに間に合わせるようにそれをやりますので、7月は恐らく税務課の方も間に合うだろうというふうに理解してるところでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） まず、1点目の南部町全体では65歳のみの世帯が360世帯ある。この360世帯が全部の世帯がいわゆる特別徴収の対象になってくるということなんですよ。私は、特別徴収というのは、それ年金世帯ですよ。年金収入の方でした。介護保険のときも年金天引きは随分批判があったんですけども、それを今度は65歳以上のいわゆる前期高齢

者に広げようという点で非常にけしからんやり方だなと思うんですよ。言ってみれば厚生労働省は介護保険で味をしめたと言ってますよね。特別徴収だと入りやすいと。これは住民にとってみたら、入ってくる年金を天引きされるというのは非常に厳しい内容になってくるわけですね。それはまず私は、どうしてもせんといかんのかというところもぜひ町長に国に対して声上げてほしいということと、もう一つは、仮に特別徴収を導入するとしても、たしか猶予があったのじゃなかったですか。4月から絶対しないといけないということでは私の文書ではそういうふうになっておりません。少なくとも2年間でしたっけ、1年間でしたっけ、猶予があるから、取り組むまでにですね、だったのではないですか。であればわざわざ特別徴収をしなくとも普通徴収でお金が入ってくるんですから、これはシステムをきちんとしてから特別徴収に移っても遅くはないのではないかという点なんですよ。今のままで、担当課や介護保険のとは大変しんどいかもわかりませんが、住民にとって制度改革によって、住民にとっていい改正じゃないですよ、それによって納期も10回から8回になるって、これは解せません。それと何よりも町としても滞納を避けていくため等にしましても、やはり払いやすい金額という点では、ぜひ私は納期を回数少なくしてほしいし、それが住民の声ではないかというふうに思うんです。この4月から取り組まなくても法制度上は問題ないのではないかという点の一つ。それであるのであれば、ぜひ考慮していただきたいということ。

それともう一つは、2分の1判定が難しいと言われましたよね。2分の1判定というのは、介護保険と保険税を取っちゃったら年金の半分以上持っていかれるという世帯が対象になるんです。そんなにたくさんあるわけですか。ぜひともこれは広域連合とも協議してもらいまして何とかならないかという点と、私は法的に、悪法も法なりと言いますが、法的に猶予があるのであれば猶予して10回の納期を保ったままでここを乗り切ることを考えていただきたいと思いますが、それは可能ではないでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど議員の方から2年間の猶予があるんじゃないかという御質問でしたが、その2年間の猶予と申しますのは平成20年4月以降2年以内に国保システムの入れかえに伴う大規模改修を行うことが決定しており、その改修前に特別徴収を実施するためには仮システムの構築が必要になる場合、こういう場合については2年間の、どういいますか、2年間延ばすことはできるということになっておりますけれども、情報センターのシステム上はこれには該当いたしません。対応は可能でございます。

それから2分の1判定が簡単じゃないかというような説明ございましたけれども、この当初賦

課におけるスケジュール上やはりこの形でやっていかなければならないということがございますので、どうしても最初に申しましたような日数がかかってしまうということございまして、これはやむを得ないと感じております。我々事務方も当然議員がおっしゃいますように住民にとって払いやすい回数、それから住民にとって払いやすい回数というのは事務方にとっては集めやすい回数でございますので、それにこしたことはないとは思っておりますけれども、今回の前期高齢者の特別徴収導入に伴いましては我々はやむを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第20号、教育の日。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） この教育の日というのが私は突然出てきたように思いますけども、先ほども教育次長の方から子供会がなかなか、組織が少なくなっていくということが片方でありまして、町長の所信表明の中でもNHKの巡回ラジオ体操を花回廊で行うというのがありまして、教育の日を設けられるということもさることながら、例えば夏休み中に子供が、一般に我々が子供のころは早寝早起きとって、6時30分には例えば神社なり運動場なりに来てラジオ体操をして、郵便局からもらった、判こをついてもらって、やっぱり規則正しい生活を夏休みになっても続けるんだというのが私は基本的な考え方じゃないかと思えます。よその町に先駆けてこういうことをされるということは反対をするものではありませんが、やはり子供さんの夏休み中の早寝早起き、そういうものに対して、よその町はどうであれ、南部町の子供だけはそういうことはきちっとできる体制をまず整えるべきではないかというふうに私は感じております。そういうこともあって、いつだったか町長にも、やはりラジオ体操というのはぜひやってほしいと。今ごろの子供さんは何かラジオ体操も知らんようだというようなことがありますので、教育の日そのものも結構ですけども、夏休み中のきちっとした生活ができる子供の体制というのをまず整えていただくということをごとしの夏休みからでも行っていただく、これが南部町のすばらしいこれからを担う子供を育てる第一歩だというふうに私は考えておりますので、その点を重点的に取り組んでいただくということを前提にして、こういういわば教育の日ということも加えて行っていただきたいというふうに思いますので、その点についてぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、教育長はどうも札は立っしょうけども、席外しておられるようですので、教育長がおられればあれですけど、その点についてひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。宇田川議員おっしゃいますとおり、夏休み中のラジオ体操等々が今不足をしております。一方では、夜勤をされた方がございまして、睡眠の妨げになるというような一方では苦情も入っておるところでございます。いずれにいたしましても私どもは学校だけの教育ではなくて、学校、家庭、地域連携を深めていく考え方でおります。そういう意味でもこの教育の日というものを制定をして連携を深めていきたい、推進していきたいという考えでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 11月1日を教育の日と定めるということですが、まず11月1日というふうに定められた、この日が何かあると思うわけですし、これを定められた根拠というものをまず啓蒙しとく必要があろうというふうに思います。

それと10月、11月、2カ月間を教育月間というふうに定めるということですが、私の認識では、何々月間というのはいろいろあるんですが、2カ月にもわたる月間というのはいろいろ聞いたことがないように思います。2カ月にわたって教育問題いろいろと取り組んでいくというのはいろいろかもしれませんが、残り期間が長いとどうしてもぼやけてしまうのではないかなというふうな思いがあるわけですし、願わくば11月をそういう月間と定めて、その月を重点的にそういう教育、趣旨にふさわしい取り組みを実施するというのが私はよりいいのではないかなというふうに思うわけですが、2カ月間にされたという根拠といいますか、それ。

それと2カ月にわたるものを本当に月間と呼んでいいのかどうか、それについてもお答えできればお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。初めの11月1日を教育の日と定めたのは何かという御質問でございます。これは教育委員会制度が定められた日でございます。そして市町村にも教育委員会の発足をいたしましたのも11月1日ということで、教育の日ということで11月1日をお願いをしたところでございます。

それと月間ということで2カ月にも及ぶがというような御質問であったらというふうに思います。私ども現在10月から11月にかけて非常に多くの取り組みをしております。例えば今度3月の15日に行います生涯学習大会、そういうようなものもこの月間に仕組みまして町民の方を巻き込んだ推進を図っていく。先行されております教育の日ということで、大体都道府県が多いように聞いております。これは1週間というような短期間でございますが、啓発活動だけ

だということでございます。南部町といたしましては、11月1日に向けて準備、仕上げ、そのような考え方で2カ月間お願いをするものでございますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） わかるわけですが、ほかに何とか月間というの2カ月にわたるようなもんが本当にあるのかどうか。私は、そういう認識が全くないです。であればこれが条例として決まってしまうと末代残るわけですし、例えば月間でなくて、そういう期間とか推進期間とか、そういうような形の方が私は条例として残すにはいいではないかなと思うわけですが、ほかに2カ月なり3カ月にわたる何とか月間というのが本当に存在するのかどうか。多分皆さんも聞かれたことないと思うわけですが、それでいいのであれば別に言葉じりをとらまえて言うつもりは決してないわけですが、条例で残っていくわけですから、そのあたりはしっかりと議論しとく必要があるのではないかなというふうに思うところでして、その辺の見解もう一度あればよろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。私も不勉強でございまして、先ほど申し上げました10月でスタートいたしまして11月1日を挟んで11月という2カ月にわたりましてこの期間を定めておりますので、何とぞ御理解をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 10番、足立。11月1日として固定をしてみますと、3日は祭日でありますので、1日は普通の日が多いだないかと思えますけど、何かこの日に特に催しを考えておるとかというやなことがありますでしょうか。もし今例えば成人の日のように日曜日とか、近い、非常にこれもまた動いてわかりやすいですけど、平日に皆仕事にも出る、学校は登校しているというやなときに何か催しができるのかなと思います。その辺はどのように考えてでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。先ほど申し上げましたように、教育委員会制度が発足したのが11月1日である。1日に何をするかというような御質問だと思います。特にこの日に何をするとというようなことではございませんが、制度で定められた日を目標にいたしまして前後でいろんな事業を仕組んでいきたい、そういうふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 唐突に出てきたなという印象を持っているんですけども、この教育の日を定めることによって何が変わるんだろうかなということがよくわからなくて、11月にいろんな行事が集中しているの、この辺で日を定めてはどうかというような、教育次長の話を知るとそういうふう聞こえてしまうんですよ。それで構想自体があるのかなのか、この日を定めることによってどういう効果をもたらそうとしているのか、その辺の全体構想をもうちょっとしっかり説明してもらえませんか。

○議長（森岡 幹雄君） その前に議長の方から、教育長が席を外しておりますけども、用務のために退席をさせてくれということで許可を私の方がしましたんで、その点は報告が遅うなりましたけど、申しわけございません。

○議員（15番 宇田川 弘君） 議長、ちょっとこの件については、教育長の席を外して、この件についてはちょっと。

○議長（森岡 幹雄君） それは皆さんが質疑をかげんしてござれてのがよかろうというふうに思います。まだこれは提案の説明の段階なんで。（発言する者あり）だからその辺は。それでわしがそれをちょっと言っとけばよかったんですけども、ちょっと手抜かっておりましたんで、その用務であればやむを得ないという判断を議長がいたしましたんで、退席をいたしておりますので、ちょっと報告をして、御理解をちょうだいしたいというふうに思います。

さっきのやつ言って、今。

教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 教育次長。先ほどの植田議員さんの御質問でございますけども、趣旨にもうたってございます。やっぱり学校だけの教育ではいけないということで、学校、そして家庭教育というのも重要な柱でございます。そして地域社会連携を深めて南部町の教育の充実を図るためにこの日を制定をいたすものでございますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番。おれが頼んでもよう聞いてござんか、みんな。

○議員（1番 植田 均君） この4条ですか、ここの町の責務として4条に南部町は前条の取り組みを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする規定しているわけで、この中身が実際に何をしようとしているのかが見えてこないの、なかなか深まってこないんだと思うんですけども、そこに実際に構想があるんですかということ聞いております。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 第4条の施策でございます。例えば月間の期間中に学校給食の体験といましようか、そういうようなもの、それから先ほど申し上げましたけども、3月の15日

に予定しております南部町生涯学習大会でありますとか、そういうようなものをこの期間中に持ち込みまして町民に対する啓発行為等々も深めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 教育長がおられないということですので、これ以上の質問というのはできにくいと思いますが、今3月に予定されてます生涯学習を振りかえることも可能だというぐあいには言われましたけど、これが公布されたらそういう大会を持っていかれるわけですね。そういう予定があるわけですね。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） そのようにお考えをいただいて結構だというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは委員会で審議しますから、私は、町が教育の日を定めて教育を大切にしていこうとか大切にしていこうというのは大事だと思うんですね。

町長にお聞きしておきたいと思うんですが、その決意のほどをですね。きのうの卒業式でしたっけ、教育委員長がなかなか財源が削られていて記念品も十分なものではないがということをおっしゃってましたよね。教育関係者は、本当に厳しい財源の中で頑張っておられるんじゃないかと思うんですね。住民から見たら教育の日をつくることによって財源もしっかりと充当してもらえるんだらうかというふうにも思うと思うんですね。そういう意味では、町のこの教育の日をつくって教育を大切にしていこうという町長の決意をお聞きしまして委員会で私たち審議をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。教育委員会の方からこのような条例の起案が回ってまいりまして、非常に結構なことだというように私も考えて賛同したところでございます。この条例は、町長に対してもそういうことを義務づける、このように思うわけでございまして、いろいろな社会基盤の整備が整った今やっぱり未来を託す子供たちの教育に力を入れていきたいというように私も考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにないようでありますので、進行いたします。

議案第21号。ございませんか。学校設置。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 済みません。この議案は大木屋分校を廃止する議案だと思いますが、このことによって地方交付税算定などに影響があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、松原君。

○教育次長（松原 秀和君） 交付税算定は、平成16年度から算定にカウントされておられません。

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第22号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは後期高齢者医療に関する条例が南部町でも一定設置されました。後期高齢者の制度を広域連合を全県で一つにして、そこで行うということにしましたが、結局住んでいる住民は市町村にいますから、窓口業務や保険料を集めていくこと等については町村が行っていくことになってきたということだと思えます。そこでこの中では町村のすることを条例化しているということなんですが、そこでお聞きいたしますが、この中で保険料の徴収等については町が行う事務になっています。ここでこの後期高齢者医療での保険料の徴収は特別徴収が主になってきますが、普通徴収の方が対象になってくるのではないのでしょうか。

お聞きいたしますが、これ20年度の予算にもこの税の予算が出ておりますので、あらかじめ数字つかんでいるのではないかと思うんですが、普通徴収をする件数を何件と見ているのでしょうかというのが1点目です。

2点目、この保険料の徴収や、並びにここに書いてある2条に掲げている仕事をしようと思えば事務職員を配置しなければできません。職員体制をどのように考えているのでしょうか。

3点目は、町においての保険料徴収になれば保険料が払えなかった場合どうするかということでは、南部町のこの条例でも罰則規定を国の基準に基づいて設けています。この中では、例えば7条ですね、罰則、正当な理由がなく保険料が払えなかった場合、何で払わへんのかとか理由言わせないのかということの職員の質問に対して町民が答弁できなかった場合10万円以下の過料に処すると書いてあるわけですね。これってひどいと思いませんか。そういうことを本当に町がしていくのかどうか分かりませんが、実際には今こういう制度が一番しんどいところを町村が担っていかなくてはならないし、一番しんどいところをしていくことになるわけです。そこでお聞きいたしますが、この罰則規定等によったときに資格証の発行が出てくることになります。この資格証明を出す出さないについては、これは被保険者から見たら命にもかかわってくる問題です。これを町村の判断でできるのかどうかということをお聞きしたいと思うんです。それは広域連合との

関係ではどのように位置づけられているのでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。普通徴収の数ということでございますが、広域連合に問い合わせもしておりますが、7月くらいじゃないとわからないというような話が返ってきております。

それと町村は、普通徴収も行います。それから特別徴収も行うというスタイルになります。

それから職員体制でございますが、何とか整備をしながらこの後期高齢医療制度を回していかなければなりませんので、体制も少し整備をしながら進めてまいりたいと考えております。

資格証の発行は町村の判断でできるかということでございますが、これも広域連合との最終的な話になると思いますので、そこと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 課長、これは町長ですね、普通徴収も特別徴収も町がしていなくてはないというのは町に住所を有する者、また病院等に入院していた人たちについてはその町がしていけないといけないことになるわけですよ、普通徴収も特別徴収も。特別徴収というのは、年金から天引きするから、これは仕組みさえつくればひとりで落ちていくわけですよ。問題は、普通徴収をどうするかということで町村に係ってくるわけですよ。御存じやと思いますが、普通徴収というのは18万以下でした。並びに2分の1判定も出てきますが、18万というのは月じゃなくって年間18万円以下の方が普通徴収になるわけですよ。1カ月1万5,000円未満ですよ。これは20年度の後期高齢者の予算にも出てきているんだから、数字あらかたつかんでいるのではないですか。今の年金で、19年度の年金ベースで18万以下の方が何人いらっしゃるかと見たときに出てきているのではないですか。でなければ予算組めないじゃないかと思ったんですけども、そうではないんでしょうか。

そこがどれぐらいいらっしゃるかということと、問題は、今度は町長にお聞きしておきたいんですけども、年間18万、月1万5,000円未満の方がその保険料が払えないからといっていけないときには10万円の過料を科すというのは、これはひどい話だと思いませんか。それを町村にさせるといわけなんですよ。先ほど課長も言っていましたが、このことによって町村の職員を後期高齢者によってふやすということないでしょうから、町村の職員で回していかなければならないと思います。このお金が払えないというのは、きっと1万5,000円というのはもう生活費もないぐらいですから、そういう方々がお金が払えなくなった場合にどうするかというとき資

格証明書の発行がさっき言ったみたいに大きな問題になってくるんですが、そういうことを今、国保でも国が規定していますが、町村の担当者たちが頑張って資格証を発行されてないわけですね。少なくとも私は、資格証をなくしてしまったら医者に行くことはできません。10割負担しなきゃならないから。そういう事態を避けるための努力をすべきではないかというふうに思うのです。そういう意味でいえば東京都なんかやってるように、資格証の発行は各市町村の自治体に任せるといふふうにされているというふうに私たちのところに入ってきています。それを県に求めて、町村が判断して、そこで住民の状況に応じた対応ができるような仕組みに変えていくことが今、私は町長が県に提案していかなければならないことじゃないかと思うんですが、その辺のことを私は町長にお聞きしておきたいということと、再度普通徴収になる世帯数はわかりませんかという問いですが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 数につきましては、はっきりした数字でお答えしたいと思いますので、連合の方からの数字を待ちたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。罰則規定があるわけでございますけれども、そういう罰則規定をどんどん適用して過料に科すというようなことを目的にしているわけではございません。そういうことがないようにしなければいけないというように思っております。

それから18万円の年金ということでございますけれども、常識的に考えた場合、本当にそれだけの年金だった場合にはきっと生活できないというように思います。したがって、これは公的な援助が必要なお方ではないかと。18万円しか本当に収入がなかったら生活はできませんから、生活保護を受けて受給しておられる方とか、そういうことになるのではないかとというように思います。そういう人にはそういう人でちゃんと先ほど申し上げたような生活保護の支給といったこともあるわけですから、極端に言ってしまえば18万円で生活ができるかといえばできないわけですから、そういう社会保障制度を存分に駆使して生活を支えていかなければいけない。保険料以前の問題だというように思っております。

私も詳しく、連合が行うのか、あるいはそれぞれの町村でそういう資格証の問題なんかするかということなんですけれども、基本的には実情のよくわかったそれぞれの町村で対応すべきではないかと。連合は大きな保険を行う団体として意識していけばいいのではないかなというように思っております、そういう方向で話は進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。一つ訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。33ページになります。上から2段目、左から9つ目に法律の法を書いておりますが、これは方向の方、「方」の方でよろしくお願ひをいたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 誤字の訂正がございました。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私もほとんど真壁議員と同じ案件でことを聞きたかったんですが、私思うのは、先ほど町長も言われたんですけど、資格証明書の発行ですね、これは本当に今、町村、自治体発行しないように頑張っておられるんですけども、これはやっぱり国の方でやって、県がその事業者ということになってくるとなかなか住民の実態というものをリアルにつかめない点が十分あると思うんですよ。ですから本当に住民の生活実態というものをきちんと把握させるためのそういう突き合わせというものを積極的にやっぱりやっていかないと、町長いわく本当に年額18万の年金なら生活ができないだないかということあったんですが、公的な制度と言われるんですけど、なかなかそれもクリアが非常に難しい状況も生まれてることなんですよ。それは別として、本当に今これだけ住民の立場で支えてきたのを、この姿勢を本当に貫いて住民の生活を守っていくんだというそういう決意のことはあるのかどうなのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 決意があるかないかということですけども、当選以来住民の暮らしを支えるということをかたく決意して町長の職を進めておりますので、いささかもそれは後退しておりませんので、御安心をいただきたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにはないようでありますので、進行いたします。

23号、特別医療。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この23号の特別医療は、後期高齢者とも関係しまして、65歳から75歳未満で老人保健法でしたね、それに適用している方が選ぶ場合は後期高齢者に行かないと特別医療受けられないよと当初県が決めていたものをそれ外すということになってきたわけですね。私は、これ外すことは大歓迎なんですが、問題はこれをその対象者の方にどのように周知させていくかということで町村の方でも対応されてきたのではないかと思うんですよ。

そこでお聞きするのですが、このように県が変更をしてくるまでに説明会に出た集落説明会の中では、この県の趣旨に沿った説明をされていたわけですね。後期高齢者に入らないと特別医療

を受けられないよということも言ってきた経過があったわけですね。その後の対応をお聞きしたいと思うのですが、この65歳から75歳未満の対象者の方に一人一人に相談に当たってあげなければ、どちらの方を選ぶかということでは個別のケースがあるというふうに聞いておりますが、それについてどういうふうに対応されたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 保健対策専門員です。23号の改正の理由は、全く議員がおっしゃるとおりなのでございますが、対象者の方につきましての連絡ということですが、まず65歳から74歳までで現在老人保健に入っている方につきまして明らかに本人さんにとって有利と思われる方というのが現在健保等の扶養の方、国保以外の方は移行されない方が、後期高齢の保険料が発生しませんので、その方に対しては入らないという申請書を入れて個人通知を、3月に入りましてからですが、いたしまして、ほとんどの方に手続をしていただきました。

一般、国保の方については実は国保に残られた方がいいのか後期高齢に入られた方がいいのか非常に担当者の方も困りまして、通知をしても相談対応ができないのではないかとということで正直ちょっと2段階で発送させていただきましたが、結果的には現在国保の方にも、60名だと思っておりますが、全員に移らないことができるという通知を、個人通知をさせていただきまして、現在電話相談等で受け付けをしておいて、個々に説明をさせていただいてる状況でございます。本人さんにとりましては4月末までに入らないという届け出をされても有効でございますので、期間的にはもう少しゆとりがあるかなということで、現在そういう対応いたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 実は私たちが鳥取県の広域連合と懇談を持った際にでも、これは県の変更でこういうちょっとごたごたしましたよね。そういう責任もあって対象者に徹底させて、どちらの方がいいのかということは個別に相談に乗らなければならないのではないかとことを言ってまいりました。それについては町村の方に後期高齢者の広域連合から何かあったかということですね、こういうふうにしましょうというような通知があったのかということをお聞きしたいというのが一つと、もう一つは、今のお話を聞いていたら、いわゆる扶養になってる人の分については行かない方がいいよ、いいのではないかとことで残れますよという通知出したということなんですよね。国保の関係者については60数名いたんだけど、それも出している。4月まででいい。これについては対応される方も、もらってもわからんへんのですよ、自分がどちらの方がいいのか。この条例等がよく知ってる方が、担当者の方が聞いて相談に乗ってあげて

所得等見なければわからないというのがありますよね。そういう体制はとれてますかということ。個別に乗らなければどちらがいいかってわからないのではないかと思いますのですが、その体制ぜひとってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 担当者の方が大変努力をいたしまして、今、国保も19年度ベースでしか、20年度の国保の税率が決まっておきませんので、19年度ベースで一応個々の試算をさせていただいて資料をつくっております。電話なりあったときの個人ごとにお名前を聞きまして、大変確定的な助言というのはできないんですけども、もし後期高齢に移られてもまたもとの保険に返ることもできますので、そういう手続もできますよということで個別の相談ができる体制で今やっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 連合はどういう対応ということでございますが、たしか担当課長会のときに積極的に相談に応じるようにということがあったというふうに記憶しております。

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第24号。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 24号は福祉医療費助成条例で、これは子供の医療費を中学校卒業まで拡大して助成するという内容ですね。それが今回少子化対策もありまして鳥取県内でも各町村が小児医療の拡大を行ってきています。例えば日南町、中学校まで全額でしたよね。伯耆町は、小学校まででしたっけ。それを拡大してきているところです。私は、中学校までの子供たちの医療費を助成することに広げたということは大いに歓迎したいことであり、住民も喜ぶことやと思うんです。

この中身を見ましたら小学生以上は外来で、それもそのときの自己負担分の一部負担金ののけた半額なんですよね。そうですね。半額だということですが、お聞きいたしますが、これは20年度の当初予算にも出ていたんですが、これを半額で現物支給ではなくって領収書を持ってきて払うことになるわけですね。どなたが答弁してくださるのかわかりませんが、これを今の小児医療を中学校まで拡大した予算を幾らと見ているんですかということと、2分の1ではなくって全額助成するというふうに変えれば予算が幾ら要りますかという質問です。

それともう一つは、これを現物支給等にした方がより便利になるのではないかと思います。

その点について検討なされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 予算額につきましては、20年度の予算書の方に420万円で予算をさせていただいてるというふうに思います。

それから2分の1を補助しておりますので、全額自己負担分を除いた額の補助といいますと単純に2倍にさせていただけば必要額が出るというふうに思います。

それから2点目の現物支給にしたかどうかということですが、これはいろんな医療機関に受診をされますので、現物支給とは医療機関で半額払えばいいという考え方ですかね。現物支給にしたらいというふうにおっしゃるのは、医療機関の窓口で2分の1ということになりますと、小学生から中学生の方が受診されます医療機関はさまざまです。多くの医療機関、いろんな医療機関で受診されることになりますので、それぞれの医療機関がその半額を南部町に請求をさせていただくというようなことはなかなかお願いしにくくて、現在も町の単町医療費助成につきましては領収書を持参していただきまして、その2分の1を口座の方にお返しをするという形でさせていただいておりますので、現物支給はちょっとシステムのいろんな医療機関との関係で難しいのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 20年度の予算では、これ420万で出ているわけですね。これを単純に倍にして840万円にしたなら一部負担金を除いた分の全額を助成する金額になるということなんですけども、町長、子育て支援で子供たちを育てている家庭を応援していくということになれば私はこの助成を全額町が助成していくという制度にしていった方がより応援することになりますよね。金額は420万円です。同じような手間を省いてするのであれば、これは全額助成をしていこうではありませんかと町長に言いたいのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

それとこの420万円、それ予算ときにしましょうか、根拠についてはね。

それと窓口での現物支給というのは、受領委任払い等をすれば可能になってきますよね。そういうふうなやり方を、各いろんな機関にまたがっているということは町外にもまたがってくるのではないと思うんですが、関係する機関と他の市町村の担当課と話し合いをしながらよりよい、より使いやすい制度になるように、現物支給になるように担当課で他の町にも働きかけていくということをしてほしいと思うんですが、その点についてのお考えいかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このたび県の特別医療の枠が拡大になったということで、従来南部町が先行的に医療費助成をしておりましたので、本当はやめればそれはそれで県の施策の先導的な役割を果たしてきたんだということで終わっていたわけですがけれども、やっぱり子育て支援というような観点から対象を拡大していこうということにしたわけであります。当初3年生までしたらどうか、小学校3年生ですね、次、小学校までしたらどうか、6年生までですね、そして最終的に中学生までかどうかというようないろんなケースを考えまして、本当に行革で大変な財政難ですがけれども、大決断をして中学校までさせていただいているわけであります。したがって、今の時点では相当背伸びをさせていただいておりますので、こういうことで当面進めていったらというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 進行したいと思います。（発言する者あり）

もと戻って、保健対策専門員、櫃田君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 1点訂正をさせてください。先ほど420万と申しましたが、430万ですので。申しわけございません。訂正お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 数字の訂正がございました。（発言する者あり）

○保健対策専門員（櫃田 明美君） それからもう1点、質問のありました現物支給について他町村と協議をするようにというふうな御意見をいただきましたので、また担当者会等で相談をしてみたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

随分時間が迫っておりますけれども、まだまだ質疑の時間が必要でございます。最終的には明後日の一般質問終了後に質疑の時間が相当とれるんだろうというふうに期待はいたしておりますので、しますけれども、もうちょっと時間を延長させていただいて進んでおきたいなというふうに思いますので、御協力を賜るようお願いをいたします。

会議規則第9条2項の規定により、会議時間の延長をいたします。

そうしますと議案第25号、保険条例の一部改正について。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは国の条例改正と言っていいかどうか分かりませんが、伴って3歳までの2割負担を6歳までに引き上げることと70歳以上の方の負担を1割を2割にしていくという内容の改正だと、条例を変えていくということだということですね。この3歳児を6歳児までに上げるということについては変えないといけないと思うんですが、この70歳の1割から2割というのは国では決めましたけども、これ延長してますよね。適用はおくらせているの

ではありませんか。なぜ今これ変えておかないといけませんか。これは言ってみたら70歳以上の医療費を今まで1割だったの2割にするよと言うてるわけですよ。これが後期高齢者と制度するとき余りにもひどい内容だということで、当面は見送りましょうということです。私は、これはしない方がいいと思うし、声を上げていかないといけないと思うんですけども、それを先取りしてどうして南部町での税条例を変えないといけないんですか。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 議員御指摘のとおり、これは国から流れてきた改正条例でございます。それに基づいてつくったものでございます。3歳、6歳は非常にいいということでございますが、70歳から75歳まで今まで1割負担でございましたが、これを2割負担とするという法が変わっております。これに基づきまして条例改正をしておきながら、ただし20年度については実施を凍結をさせるということになっておりますので、そういう形で現実的には進むわけですけども、法自体がそのような形に変わっておりますので、ここで条例を直すものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は、そしたらこの税条例の中にも20年まで凍結するってどこに書いてあるんですか。どこに明記するんですか。国の制度ではするんだけど、20年度中は凍結すると、多くの国民の反対に遭ってすることになったわけですよ。私は、これは多くの市町村なんかは首長も含めて議会でもこういう高齢者いじめやめてほしいという意見書とか出してらるんですよ。この時期に私は、条例を先取りして変えて住民負担をふやすようなことをもしないのに条例を変えるよりもこの時期にこういう制度はこの機会に改めさせようというって町が声を上げていくことの方が本筋ではないかというように思うわけですね。それは首長の考えもあると思うんですけども、どうして今条例変えないといけないんですかということと、それと20年度については凍結するところの項目はどこに入れるわけですか。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 若干解釈に課題があるようでありますので、ここで時間を延長していただきましたから、休憩をいたします。再開は5時15分といたします。

午後5時00分休憩

午後5時15分再開

○議長（森岡 幹雄君） 時間若干過ぎましたけども、会議を再開をいたします。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。先ほど議案第25号の条例の一部改正につきまして若干説明をしておかなければならないことがございましたので、御説明をさせていただきます。

この改正でございますが、制度上は窓口負担を1割から2割に上げるものでございます。残りました8割を国保会計から負担することになります。20年度につきましては特例措置によりまして窓口負担というのは1割のままになります。国保は8割しか送りませんので、残った1割を国が直接医療機関に支払うことになります。このようなことのためにこの条例改正で1割を2割負担に改めておかなければならないということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第26号。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進みます。

議案第27号、肉牛。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進みます。

議案第28号、上水道。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは今回簡易水道の、簡水だった馬佐良簡水と会見の簡水をつなぐということなんですね。会見の簡水一部をつなぐということなんですけども、このつなぐという、それで一つの会計にしていくということなんですけども、そこです。それでこれは早期の水道の統合をめどとしているというふうに説明されたのではないかというふうに思うんです。住民から見ればこの水道問題についていえば水道料金がどうなるかということなんですね。この水道統合をすることによって、同じ会計の中で馬佐良地区の料金や会見地区の料金というふうに出てくることになります。これでは住民からよく指摘のある、同じ水を飲んでいて料金が違うというのはどうなのかという点が出てくるわけですね。今住民の暮らしを考えた場合、公共料金引き上げというのはまず難しいのではないかというふうに思うわけですが、この点について私たちはこの統合していくことが水道料金の統合、ひいては低い方に統合であればいいんですけども、もろもろの財政状況等の言い方から見たら水道料金が上がる可能性があるのではないかというふうに心配しているわけなんです。その点について基本的な考えを首長、町長にお伺いしておきた

いと思うんです。上げないと言ったらいいんだよ。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。このたびの条例改正につきましては、当面会計を一緒にする、統合するということでございますが、将来的にはやはり町内一本の水道会計ということで一つの事業会計で対応していきたいというように考えております。料金改定については、たしか亀尾議員さんの一般質問もあつたりしてお答えをしまいたけりましても、やはりこの地方公営企業法の精神というもの、この法の適用を受けるわけでございますから、いわゆる地方公営企業法の精神というもの、健全経営ですね、そういうことを当然考えていかなければいけないというように思っております。ただ、今は料金につきましてはいろいろな料金があるという状況を御容認をいただきたいというように思っております。そして公共料金審議会などで十分審議をしていただきまして適切妥当な料金設定をまたお願いしていくことになろうというように思っております、今ここで低位に改定するんだとか高位に改定するんだとかいうようなことについては申し述べられませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 町長、この統合をしていくということは、今回は一応条例で統合していくということなんですけれども、これ統合したら余計見えてくるのが各簡水とかのごとに料金や加入金が違うというのは歴然としてきましたよね。そのことが容認せざるを得ないとおっしゃったんですけれども、今までなぜ容認してきたかという、それぞれの事情があるし、今まで負担してきた人のこともあるので加入金等についてはそう軽々に変えられないというのが今までの姿勢だったんですね。それをも考え直すというふうにとめていいわけですね。言うことわかりますか。今まではなぜできないかといえば、それぞれ各簡水の歴史的な事情があつて負担してきた人もいるので軽々に下げたりとか変えることはできないと言ってきたんですよ。ところが統合に向かつていくときには、この中で見る限りで馬佐良簡水は加入金40万ですよ。よそと比べたらもう格段の差があるわけですね。これをも容認してくる理論でもって容認してきたんですけれども、ここに至つてはそのことについても考えざるを得ないという立場に立つのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 会計を統合いたしまして、いわゆる歳入歳出の状況、資産の状況、そういったものが明らかにする。そこで初めて次の段階に行くのではないかとこのように考えております。とりあえずはまず会計の統合をするということでございます。

それから会計の統合をするということ、なぜそういうことを考えたのかということでございますけれども、大木屋を除いて全部水道の整備ができたということが一つ背景にあります。それからもう一つは、諸木水源からニュータウンの方に給水するという、いわゆる会見地区と西伯地区がつながるといふそういう状況があるわけでありまして、したがって、そういう背景の上に立って従来言っておったことも考え直していかざるを得ん、このように考えております。ただ、今の段階は、やっぱりどの程度の経費がかかって、どの程度の収入があっているのかというようなことが全体的にわかりません。したがって、まずその第一段階として会計の統合を行うということで御理解をいただきたいと思っております。繰り返しになりますけれども、それぞれの歴史があったというようなことも当然今後考えていかなければいけないことだろうというように思っております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第29号。

14番、真壁君。29号、簡易水道事業。

○議員（14番 真壁 容子君） これは今回簡水を地方公営企業法適用する条例をつくって水道会計を一つにしてきたものですね。これも先ほど町長のことでいえば統合を目指しているということになるんですが、このことによって水道会計については簡水も含めて地方公営企業法の全部適用ということになるわけですね。初日の質問で言った、水道事業会計は全部適用だったわけですね。このことによってこの簡水の今までの特別会計と今後の地方公営企業法適用する簡水ではどこが違ってきますかという内容です。もし違わないのであれば、今こうする必要のあるのかなと思うんですけども、何らかの変化があるのかという点と、どうしてこれを地方公営企業法の適用にしていくのかという点について見解を聞いておきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。どこが違って来るかということですが、会計のやり方がまず第一に変わってきます。本来国の方でも、平成12年ごろからだったと思っておりますけれども、簡易水道事業というものを法的化していきなさいという指導をやったようです。それによって会計内容が明確にできるという部分があります。使用料関係についてはまだ統一ができてませんので、使用される住民の方についてはほとんど何の影響も出てこないわけですが

も、統一することによって経営基盤の強化という部分が図られてくると思います。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この法の全面適用というのは、国が進めてきていると今、課長おっしゃってましたよね。これは水道会計、簡水だけではなくってすべての分野での行財政改革の中で経営の合理化とか言っておりますから、効率化言っておりますから、公営企業については公営企業法の全部適用、次には独立行政法人への向かっていけというようなことを言ってきたわけですよね。ところが地方公営企業法を見たら、どういものが地方公営企業法に指定できますよということに書いてる中に水道事業（簡水を除く）と書いてありますよね、御存じのように。ただ、次の条項では、町が定めた、市町村が定めたらできるということになっているんですけども、そこで町長、どうして簡水が公営企業法適用の分と水道と分けてると思いますか。簡水というのは、対象規模が少なくって、どう考えても経済効率を考えたら割に合わないところなんですよ。そこを今度水道会計と同じように経営責任の明確化とか経営効率を言っていた場合どうなるか。これはどうなっていくかということになれば突きとめていければそこで水道を使っている住民への負担増にしかなくてこないというのが私たちの見方なんですよ。これは私は、先ほどのつなぐから統合しようということについての馬佐良と会見を簡水と上水道一緒にするというのはわからんことないなと思ったんですけども、この今そのほかに残ってる小さい簡水を水道会計と一緒にした場合ここに出てくる赤字をどう解決していくのかということを知らなければおいそれと、はい、そうですかということにならないわけです。これでは簡水の持っている赤字分を即水道料金に全部ではね返ってくるということになりかねませんのではないのでしょうか。そういう意味でいえば軽々に地方公営企業法を適用することについては十分慎重であらなければならないと思うんですが、町長の意見を伺います。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。おっしゃるとおり、この簡易水道事業については地方公営企業の適用はないわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように町内全域にほぼ水道が行き渡ったというようなこと、それから豊富な会見地域の方から東西町の方に給水していただくというようなことで会見の方と一本になったという、こういう機会に簡易水道たくさんありますけれども、それを会計統合、そして最終的には一本化をしていこうということでございます。これは真壁議員は随分飛躍してどんどん先言われましたけれども、行革でこれをだれかに、民間にでもさせるというような趣旨に聞こえたわけですけども、今そういうことを考えているわけではございません。すなわち一本にしまして、資産や、それから負債や、そういう貸借対照表では

っきり水道引いてください、水道の会計内容がまずよくわかるということが一番大事ではないでしょうか。したがって、まず会計を統合しまして、一体全体どの程度の経費がかかって、そして給水をしているという、そういうことがつまびらかにしていくということから次の段階に進むのではないかなというように私は思っております。今の段階は、簡水の料金は一応決まっておりますけれども、それが果たして経営状況を反映したものなのか、高いのか安いのか、そういうことははっきりわかりません。ただこのたび会計を統合することによってそういうことが住民の皆さん方にはっきり明らかになるというところに当面の目標を置いているわけですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第 30 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第 31 号、町営住宅。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第 32 号、病院設置事業。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようであります。進行いたします。

議案第 33 号、町道の認定。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

議案第 48 号。あるようであります。

13 番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） この基金を、寄付条例が制定するということについては何ら異議を挟むものではありませんが、第6条の2項、この基金は通称さくら基金と称する、こういうふうに書かれてるわけでありまして、我々の感覚で、我々というか、少なくとも私の感覚でいきますと桜のイメージは旧西伯のイメージではないかな。会見地域の方は桜のイメージというのは、どのようにお持ちなのかよくわかりませんが、どうも西伯の方に偏っているんじゃないかなという感じがしてならんわけですし、会見の御出身の方が気持ちよくこの基金に御出資いただくかどうか。この通称というものを決められた経過ですよね。これを本当に隣にも出てるんです

けど、こんなもんせずに本当にふるさと基金とか、そういうようなさらっとしたものの方がよりいいのではないかなというふうに思うわけですが、経過についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。決してそのようなことではありませんで、桜というのは南部町の町花でございますので、それをイメージしたものでございます。あくまでも通称でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） だけど皆さん、そういうふう感じられませんか。何となくそうでなくて、ふるさと基金とかそういうふうな名前にした方が私はこぞってこれに参加をしていただきやすいんじゃないかなという気がするわけですし、全く他意はないわけですけど、どうもさくら基金という文字を見たときにそういうような感覚というか、思いを持ってしまったものですから、旧会見の方はどのようなふうにお考えなのかよくわかりませんが、何となくそういう私は思いがしてしまったものですから、言われるように町花であるから、桜がね、そういうふうになったんだと言われればそうなのかもわかりませんが、じゃあ例えばこれが柿基金というふうになったときに我々旧西伯の者は余りぴんこないような気がするわけですし、変える気は全くないのか、再度御答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この桜というのは、確かに旧西伯町の町花でもございまして、それから桜を随分大切にしているいろいろやってきたわけですけども、合併して町の花を何にするのかということで町民の公募などを通じて最終的に桜ということになったわけでありまして。したがって、柿というようなことにはなりません。桜というのが南部町の花だということを一応公募などを通じて決めたわけですから、ひとつこれをお願いしたいと思います。

それともう一つ、私この基金を提案するに当たって、ふるさと基金とかいってさっきおっしゃったですけど、多分全国そういう名称でやられるというように思います。やっぱり全国にぽんと通用する、人の気持ちを貫いていく名称というのが一番大事ではないかというように考えまして、通称さくら基金と、サンショウウオでもよかったわけですけども、さくらにしようということで提案させていただいておりますので、旧西伯だとか旧会見だとか、そういう考えは全くございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進みたいんですけれども、お約束どおり後日に回したいと思います。

お諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。平成19年度一般会計補正予算で塚田議員の御質問に適切に答えられず、大変失礼いたしました。

23ページになりますけれども、なんでも相談事業補助金についてということでございます。当初予算では平成18年度同額を専門的相談といたしまして法律関係に10万円、登記関係に5万円、年金関係に5万円、合計20万円を計上しておりましたが、専門相談が少なく、社協で検討されまして、平成19年度では法律を3万円、登記2万円、年金は取りやめたことによりましてゼロになりましたが、計5万円の事業費とされ、相差の15万円を減額するものでございます。

相談業務につきましては、このほか民生委員さんにも相談を受けていただいているところでございます。

同じページになりますけれども、100人委員会の補助金についてということでございますが、地域での活動が中心となっている。活動としては、役員会を3回開催をされております。これからフリーマーケットなどへの勉強会を予定もされておりますが、本年度の活動では補助が受けられないと委員会が判断されたことにより補助申請がなされなかったため、この18万円全額を減額するものでございます。大変御迷惑をおかけいたしました。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁の修正がございました。

お諮りいたします。上程されました議案についての議案説明は終わり、質疑を保留のまま会議規則第49条の規定により、14日の会議に議事を継続いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、上程されました議案は、14日の会議に議事を継続いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明13日は、9時より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いしたいと思います。

なお、一般質問につきましては、既にSANチャンネル等で御案内申し上げております、明日は6議員のテロップを流しておりますけれども、この様子であります大変14日の会議が、予算の関係がそっくり残っておりますので、質疑が、随分時間かかるんだらうというふうに思いますので、御本人の了解をいただきましたので、明日の一般質問は7名、7番、石上議員までを明日、残りのお三方を14日という形にして、質疑の時間をできるだけとっておきたいというふうに思いますので、そのように御理解をちょうだいし、御参集賜るようお願いをいたします。

なお、通告をいたしております答弁につきましても明日7番の石上議員まで7名の議員の一般質問を許可いたします予定でございますので、そのよう御準備をいただくようお願いをいたします。

なお、SANチャンネルのテロップについてもそのような手配をいたします。傍聴の方があるだらうと思いますので。

以上をもって終わります。どうもお疲れでございました。

午後5時40分散会
